

中間論点整理

平成 13 年 12 月 12 日

地方分権改革推進会議

目次

はじめに-----	1
事務事業の見直しに当たっての基本的な考え方-----	3
1 国と地方の役割分担の明確化 …… 問われている「この国の在り方」-----	3
2 生活者である国民の視点を踏まえた地方分権改革 …… 地域のニーズに応える、住民自治の総合的政策選択システム -----	5
3 財政の持続可能性（サステナビリティ）の回復、確立 …… 地方公共団体の自立した財政運営の確立に向けた地方分権改革-----	6
4 公共サービスの多様化と住民自治の強化 …… 公私協働の仕組みの構築-----	7
5 地方分権改革による地域社会における社会的公正の実現 …… 共生と共創-----	8
事務事業の分野別の論点整理-----	10
1 社会保障-----	10
（1）今後の審議における重点分野-----	11
（2）国の役割や国の責任が強く求められる分野-----	12
（3）ナショナル・ミニマムに対する考え方-----	12
（4）民間活力、競争原理等の導入について-----	13
（5）幼保一元問題について-----	14
（6）財政事情や時代背景の変化等を踏まえた国の関与の見直し-----	15
（7）当面の対応策等-----	15
2 教育・文化-----	16
（1）今後の審議における重点分野-----	16
（2）40人学級問題、教職員定数等の教育条件整備について-----	17
（3）教育委員会制度問題-----	18
（4）教育施設の効率的利用等による総合行政化の推進-----	19
（5）高等教育の分野における国と地方の問題-----	20
（6）財政事情や時代背景の変化等を踏まえた国の関与の見直し-----	20
（7）当面の対応策等-----	22
3 公共事業-----	22
（1）社会資本整備の見直しに伴う国と地方の役割分担の在り方-----	22
（2）まちづくりにおける地方の自主性、主体性-----	24
（3）河川等国土保全の今後の国と地方の役割分担-----	26
（4）道路、港湾、空港、鉄道整備等交通に関連するインフラ整備の在り方-----	26

(5) 食料政策、むらづくりに関する公共事業の今後の方向	28
(6) 循環型社会の構築等に向けた国と地方の取組みの方向	29
4 産業振興・・・地域の創意工夫を活かした産業づくりと地域の活性化	30
5 治安・その他	32
(1) 警察行政	32
(2) 消防行政	32
事務事業の見直しに当たっての当面の指針	34
1 地方における総合行政化の一層の推進	34
2 創意工夫が発揮できる環境整備	35
3 財政事情を踏まえた事務事業の見直し	36
行政体制整備	37
地方税財源の充実確保	39
監視活動	41
おわりに	42
別紙1 社会保障分野における当面の対応策等	44
(1) 国等の関与の見直し	44
必置規制の見直し	44
その他の国等の関与の撤廃	45
(2) 権限の移譲（国から都道府県、あるいは都道府県から市町村への移譲）	46
(3) 地方公共団体における事務の見直し	46
別紙2 教育・文化の分野における当面の対応策等	47
(1) 国等の関与の見直し	47
補助金等により整備された学校施設等の活用促進	47
教科書採択地区の小規模化	47
公立博物館や公民館の設置及び運営に関する基準の大綱化・弾力化	47
(2) 権限の移譲（都道府県から政令指定都市、中核市へ移譲）	47
(3) 地方公共団体における事務の見直し	48
別紙3 地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼に関する監視活動結果	49

はじめに

地方分権改革推進会議は、本年7月9日に初会合を開き、小泉内閣総理大臣より、「国の事業について、その合理性、必要性を徹底的に検証し、『民間にできることは民間に委ね、地方にできることは地方に委ねる』との原則に基づき、行政の構造改革に取り組む姿勢を基本とする。」との方針に沿って、地方分権の一層の推進を図る観点から、「国と地方公共団体との役割分担に応じた事務及び事業の在り方並びに税財源の配分の在り方、地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備その他の地方制度に関する重要事項で緊急に検討すべきもの」等について調査審議を行うべき旨の諮問を受けた。

以来、本会議7回、小委員会6回、本会議・小委員会合同会議3回の計16回にわたる会議を開催し、また、11月2日には三重県での地方視察を実施した。

当面の審議の進め方としては、国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方の見直しから重点的に審議を行うこととし、本会議におけるヒアリングと併せて、事務事業の在り方について専門的、集中的に検討するための小委員会を設置し、各省庁から各行政分野ごとにヒアリングを実施してきたところである。事務事業のあり方に関連して整理が必要な財政措置は調査審議の対象とすることとしているが、全体の税財源配分の在り方については、事務事業の在り方に関する審議動向を踏まえながら検討することとした。また、地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備問題については、本会議での審議や地方公共団体等との意見交換を通じて論点を今後絞り込んでいくこととしている。

この度、関係者からのヒアリングが一巡したので、政府の構造改革の重要な一翼を担う地方分権改革推進会議として、国民の理解を得ながら改革を進めるべきとの考えから、事務事業の見直しに当たっての基本的な認識、重点的に審議を行うべき分野や論点について一定の整理を行い、中間的な論点整理を公表することとしたものであ

る。

内政全般にわたる事務事業の見直し作業は、未だ緒についたばかりであり、今回のヒアリングは、今後の審議に向けた共通認識の醸成を図る観点から、的確に現状を把握するためのヒアリングが中心となった。従って、今回の中間論点整理は、これからの国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方を見直すための調査審議のスタートラインと位置付けられるべきものである。

他方、各省庁においては、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月26日閣議決定、以下「骨太の方針」という。）等の政府の方針の下で改革の検討が行われており、国と地方の関係についても、国の過度の関与の廃止・縮減に向けての検討等が具体的になされている分野もあることから、各省庁等における具体的見直し案等の検討状況を踏まえつつ、当面検討すべきと考えられる具体的施策についても提示することとした。

当会議の調査審議は、言うまでもなく、先の地方分権推進委員会が6年間の歳月をかけて積み上げてきた成果の上に立ってなされるものである。地方分権推進委員会は最終報告において、「今次分権改革の成果は、これを登山にたとえれば、まだようやくベース・キャンプを設営した段階に到達したにすぎない」と評価し、「分権型社会の創造」という目標に向けて、第2次、第3次の分権改革が必要であるとしている。地方分権推進委員会が構築した国と地方の新しい関係 - 対等・協力の関係 - に力強い息吹を吹き込み、「自助と自立の精神に基づく国と地方」、「画一から多様へ」そして「住民主導の個性的で総合的な行政システム」を実現していくために必要な改革方策を提示していくことが、当会議の役割と考えるものである。

事務事業の見直しに当たっての基本的な考え方

1 国と地方の役割分担の明確化 …… 問われている「この国の在り方」

当会議の当面の重点調査審議事項は、「国と地方公共団体との役割分担に応じた事務及び事業の在り方」である。

「国と地方の役割分担」については、戦後、数多くの整理が試みられてきた。

戦後の内政制度の基礎を作ったシャープ勧告、神戸勧告、累次の臨時行政調査会や臨時行政改革推進審議会の答申、地方六団体の「地方分権の推進に関する意見書」、地方分権推進法（平成 7 年法律第 96 号）や中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）等であるが、いずれもその基本的方向は概ね一致していると考えられる。

直近では、地方分権推進委員会の勧告に基づき改正された地方自治法において、国と地方の役割分担についての基本的な考え方が法定されている。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

このように地方自治の基本法レベルでは、国と地方の役割分担の明確化の方向が示されてきているが、個別行政分野ごとに見ると、国が包括的に責務を担うこととする一方で、地方公共団体の責務は抽象的に「適切な役割分担」の下に事務事業を執行するというにとどまり、その時々状況に応じて地方公共団体の事務事業に何らかの

形で国が裁量的に関与していることが多く、地方公共団体が自己決定・自己責任で完結した行政を行える分野は数少ない。

従って、今後の事務事業の見直しに当たっては、個別行政分野ごとに、地方自治法の定めた原則に沿って、基礎的自治体を最優先する補完性の原理を踏まえ、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねるとともに、国が担う役割はできる限り重点化する方向で、国と地方の役割分担の明確化を図り、その役割分担に応じて事務事業の在り方を見直していかなければならないと考えられる。

「補完性 (subsidiarity) の原理」とは、地方自治制度の原則として普及しつつある考え方で、ヨーロッパ評議会が制定したヨーロッパ地方自治憲章や国際自治体連合 (IULA) がその世界大会で決議した世界地方自治宣言では、事務事業を政府間で分担するに際しては、まず基礎自治体を最優先し、ついで広域自治体を優先し、国は広域自治体でも担うにふさわしくない事務事業のみを担うものとする謳われている。

このためには、)それぞれの個別行政分野ごとに現状における国と地方の役割分担とその基本的考え方の明確化を図り、)その上で、補完性の原理に立って、国の役割として国が行う事業が本当に国でなければできないものであるか、国の関与が必要不可欠のものかどうかを厳格に点検し、)その国の役割や関与の必要性に合理性がないと考えられる場合には地方の自主性に全面的に委ねる、ことを原則として作業に当たって行くべきである。

このような観点に立って、分権型社会の実現に向けて、国から地方公共団体へ、都道府県から市町村への事務事業・権限の移譲、地方公共団体の事務事業に対する国の法令等による義務付け、枠付けの在り方を再検討することが必要である。その際、国と地方公共団体の関係のみならず、都道府県と市町村の役割分担についてもその明確化が図られなければならない。

また、本来、国が責任をもつべき分野で、各省庁は国が本来果たすべき役割を果たしていないとの議論が少なからず見られた。国家としてのしっかりとした戦略の下で、

国は不要な地方への関与から撤退し、国防や外交はもとよりグローバル化が進む時代に国が十分な責任を持つべき重要分野を見定め、国の責任を明確化し、国として行うべきことを的確に実施する、ということが基本にあるべきである。

このような見直しを進めることは、内政全般にわたって我が国の行政の在り方を考えることにほかならず、ひいては、国全体のパラダイムの転換につながる「この国の在り方」を議論することにほかならないのである。

なお、国と地方の役割分担に関連して、ナショナル・ミニマム的な考え方をどう扱うかということも一つの課題である。ナショナル・ミニマムは時代とともに内容が変遷していくものであり、時代とともにその内容を見直すべきことは言うまでもない。ただ、個別の行政分野においては、ナショナル・ミニマムの水準の評価が極めて難しく、国土の均衡ある発展等の観点から、結果的に国が責任を持つ論拠に使われがちであること、ナショナル・ミニマムと考えられるものであっても地方公共団体が独自に提供できるものは国の関与は必要ないとの指摘があることなども留意する必要があるだろう。

2 生活者である国民の視点を踏まえた地方分権改革

… 地域のニーズに応える、住民自治の総合的政策選択システム

地方分権改革の調査審議に当たっては、生活者である国民の視点から、現在及び将来の国民の幸せのために、時代に適合した行政システムとは何か、を検討することが必要である。

地方分権を論じる際に、とかく「国」と「地方」を対立概念でとらえがちな傾向があるが、何よりも、主権者である国民＝地域住民の立場が重視されなければならない。地方分権改革を単なる「官官」の問題に終わらせないためにも、地方分権によって、国民が受けるメリットを具体的に提示して行くことが必要である。

この観点からは、地域住民のニーズに沿った効率的、効果的な行政を実現し、処理

の迅速化を図るという「地域性」、総合的な政策選択が可能な行政システムを構築するという「総合性」、情報公開と住民参画をベースに、住民主導で行政が行われる「住民自治」が、重要な要素である。

地方分権改革は、住民に一番身近なところで、住民が行政サービスによる受益と税や使用料等の負担の関係を実感し、その認識に基づく合理的な判断をする仕組み、自己決定・自己責任のシステムづくりである。納めた税金や行政サービスの対価である受益者負担がどういう形で行政サービスに反映をされているのか、それを住民にとって一番わかりやすいところ、一番身近なところで確認できるシステムの構築を図って行かなければならない。

これを別の角度から見ると、国民に身近な行政主体である地方公共団体は、住民を行政サービスの顧客（カスタマー）と捉え、行政部門への民間的経営手法の導入を図るニュー・パブリック・マネージメント（New Public Management：NPM）の考え方を適用しやすい行政主体と考えられる。

3 財政の持続可能性（サステナビリティ）の回復、確立

… 地方公共団体の自立した財政運営の確立に向けた地方分権改革

地方分権改革の議論に際しては、時代の変化にシステムが適応できないまま、受益と負担のアンバランスが拡大し、巨額の財政赤字と累積債務を抱える国と地方の財政の危機的状況を十分に認識する必要がある。

現在、国では、プライマリーバランスを黒字とする目標に基づき、本格的財政再建に取り組むことが検討されているが、地方においては、受益と負担の関係を明確化することによって、地域で住民が負担との関係で歳出水準について合理的な判断を行い、資源の適正配分が図られるシステムを構築していくことが、財政の持続可能性（サステナビリティ：sustainability）の回復、確立に必要である。

地方公共団体が国に陳情、要請を繰り返すよりも、自ら努力して財政を効率化し、政策に創意工夫を重ねる方が地域住民にとって合理的な仕組みが、自立可能性のある地方財政の確立に寄与し、ひいては、国・地方を通ずる財政構造改革に大きな役割を果たすものと考えられる。

そうした仕組みの中で、地方公共団体間の地域間競争は地方行政の効率性の向上に寄与するような創意工夫において行われるべきであり、国の支援や国からの財源を奪い合うようなものであってはならない。

4 公共サービスの多様化と住民自治の強化 …… 公私協働の仕組みの構築

国と地方の役割分担に応じた事務事業の見直しに当たっては、コミュニティ活動やNPO活動等を通じて住民が行政に参画していくシステムを構築し、行政サービス提供の主体である地方公共団体の構成員の全てを、包摂していくことが求められている。

もはや、公共サービスの提供を「役所（官）」が独占する時代ではなく、地域の実情に応じ、公的分野（公共）をコミュニティ、NPO、民間企業との間で適切に役割分担する仕組みが追求されなければならない。このような努力が、地域社会における多様な主体間の協働を生み出すことにより、本来の公共社会を創造していくことにつながり、同時に、地方行財政の効率化がもたらされることになる。このような地方公共団体の創意工夫が活かされるような制度の整備を、今後の調査審議において検討していくべきである。

また、今後の地方分権改革の推進により、さらに、事務事業や権限の移譲が進めば、それに応じて、受益と負担の関係を考える場としての地方公共団体における意思決定の在り方、すなわち住民自治の強化が今後の大きな課題となる。

そうした観点から、地域住民がNPOあるいはコミュニティ活動を通じて公的分野に関わっていくことにより、住民自治にも積極的に参画していくことが住民自治を大きく飛躍させる可能性を秘めている。公私協働の仕組みの中で、地方行政に住民参画を取

り込んでいく仕組みを検討していく必要がある。

公私協働と住民自治への参画の仕組みを整えていくためには、国による関与の見直しや制度的な手当での整備が検討されなければならない。個別行政分野における国の関与等にとどまらず、地方公共団体の組織形態に関する制度の規制や住民自治の仕組み、人材の育成や確保等も含めた地方公務員制度の在り方など、地方自治の根幹に関わる制度の在り方についても、地方公共団体の創意工夫を活かしていく観点から、不断の見直しが必要である。

5 地方分権改革による地域社会における社会的公正の実現・・・共生と共創

我が国を取り巻く社会経済情勢の変化の中で、世界的な諸制度の標準化が進み、競争原理や市場主義に基づく経済のグローバル化が進展する中で、ヨーロッパ諸国等では地域社会やコミュニティの役割を見直す動きが活発化している。

我が国でも、グローバル化の進展が、必ずしも個々人に安心して暮らせる豊かな社会を保障することにつながらないことを国民は感じ取りつつある。その一方で、戦後50年余、経済が発展し、生活水準が向上する過程で、それぞれの地域にあった表情豊かな文化や風土、連帯感が風化し、コミュニティ活動を通じた相互扶助のシステムは十分に機能しなくなっている。

一定の生活水準を達成した我が国において、国民が抛りどころとするものは、国の指示や全国一律の制度ではなく、それぞれの地域における人々の生活に根ざした価値観や社会システムではないかと考えられる。そうした価値やシステムは、地方分権改革を通じて自立した地方、地域社会において醸成されていくものと思われる。

効率一辺倒の極端な市場主義とその対極にある悪平等ともいべき過度な結果の平等、そのいずれにも偏しない社会的公正さを地域社会において実現し、地域で共生し、共創する新しい地域社会を創造して、共に生きる人々による支え合いによって初

めて達成される安心感と豊かさを実現しなければならない。

これからの地方分権改革は、個々人の安心や満足をもたらすような地域社会やコミュニティの構築を目指して進められるべきであり、それぞれの地域が個性と活力を取り戻し、力強い生活の場の提供を可能とするような地域づくりが、重要な目標の一つである。

事務事業の分野別の論点整理

事務事業の見直しに当たっての各省庁ヒアリングは、地方行政を「社会保障」、「教育・文化」、「公共事業」、「産業振興」、「治安・その他」という主要5分野に区分して実施した。その論点整理の結果は以下のとおりである。今後の調査審議においては、この論点整理を踏まえて、幅広い検討を加えていくこととしている。

1 社会保障

社会保障制度は、国民生活の安定や国民の健康の確保を目的としたものであり、個人の責任や自助努力では対応し難いリスクに対して、社会全体で支えあい、個人の自立や家庭の機能を支援し、健やかで安心できる生活を保障するものである。

社会保障分野は、いわゆるナショナル・ミニマムと密接に関連する分野であるが、人々の生活状況や価値観が大きく変化している中、ナショナル・ミニマムに対する考え方も多様化、流動化してきている。当会議の議論においては、ナショナル・ミニマムという用語に拘泥するよりも、確保すべき行政サービスの水準との関連で、国と地方の役割分担の在り方、さらには公的部門と個人、家庭、NPO や企業といった私的部門との役割分担や連携の在り方について議論を深めていくことが重要であるとの認識が示されたところである。

また我が国において、人類史上例を見ないスピードで進行しつつある少子・高齢化の中で、これまでの社会保障制度自体が抜本の見直しを迫られている。国と地方という公的部門における役割分担の在り方も、制度の見直しの一環として少子・高齢社会にふさわしいものとなるよう再構築していくべきであり、当会議としてもこうした社会保障制度の構造改革の動きを注視していくべきとの認識も示された。

社会保障分野は広範にわたるため、審議に当たっては、医療・保健・衛生、福祉、社会保険、雇用労働の四つの行政分野に区分した上で議論を行った。

主要な論点は、次のようなものである。

(1) 今後の審議における重点分野

国と地方の関係について議論が集中したのは、福祉と医療・保健・衛生の2分野であった。いずれも対人行政サービス中心の代表的行政分野であり、従来から、サービスを受ける住民に最も身近な行政単位である市町村を実施主体とする方向で改革が進められてきているところである。

これらの分野における国・地方の役割分担は、国は制度に関する基本的な企画立案や国として維持すべき最低限の基準の設定等に特化し、サービスの利用に関する事務は市町村に一元化した上で、都道府県はそうしたサービスの提供者(医療法人、社会福祉法人等)の監督等を行うこととされている。さらに、都道府県の権限・事務も政令指定都市や保健所設置市等の一定の基準に該当する市へ移譲していく流れにある。

こうした流れは、都道府県への機関委任事務のシステムを前提とした、かつての国主体の福祉行政から、市町村の自主性が十分尊重される市町村主体の一体的サービス提供体制へ構造的転換を遂げつつあることを示すものであり、住民本位のより合理的で効率的な行政の在り方を目指して今後とも鋭意努力すべきである。

さらに、利用者にとってより便利で、かつ行政の効率化にも資するものとの観点から、福祉と保健といった二つの行政サービスの一体化、総合行政化が今後とも強く求められるものであるとの認識が、委員及び厚生労働省の両者から示された。市町村保健センター等を通じて、市町村が保健サービスと福祉サービスを一体的に提供できる体制の構築等に引き続き努めるべきであると考えられる。他方、実施主体たる市町村は全国で3000以上にのぼり、規模の格差が大きいことから、こうしたサービスの提供を行うに当たっての適正規模についても配慮が必要との問題提起がなされた。

(2) 国の役割や国の責任が強く求められる分野

これまでの分権改革の中で、機関委任事務と共に地方事務官制を廃止し、国による一元的实施体制が構築されたのが、社会保険行政(地方社会保険事務局を通じた国の直接執行)と職業安定行政(都道府県労働局を通じた国の直接執行)である。

医療、年金等の社会保険については、現在、抜本的な制度改革の議論が進められており、国民皆保険の一翼を担っている地方公共団体の関心も極めて高いものがある。しかしながら、国・地方の役割の在り方は、制度改革についての総合的議論の中で位置付けられるべきものであり、ある程度議論の帰趨を見極める必要があると考えられることから、当会議としては、現在それぞれの場で進められている議論の経過を注視していくことが重要であると考えられる。特に、国民健康保険については実施主体である市町村への影響が大きいものであることから、当会議としても関心を持って取り上げていくことが必要である。

雇用労働については、現下の高い失業率の中にあって国の役割が期待される面も大きい。地方事務官制廃止後の地方公共団体との連携・協調をどう図っていくかという点も重要との指摘がなされた。

また、分野としては医療・保健・衛生に属するものであるが、大規模な食中毒の発生や最近の狂牛病事例などを踏まえて、国民の生命、安全に関わるものについては、より明確な国の責任体制が必要であると考えられる。

(3) ナショナル・ミニマムに対する考え方

国として最低限保障すべき生活水準をどう考えるかは、社会保障行政の在り方の議論において極めて重要である。前述のナショナル・ミニマムと深く関わる問題であるが、ナショナル・ミニマムとは、時代とともに、またそれぞれの置かれている立場によって変化する極めて流動的な概念であり、往々にして同じナショナル・ミニマムという言葉

使いながら議論が噛み合わない状況が生じる。

国と地方の関係を論ずる以前に、国・地方を通じて確保されるべき行政サービスの水準論がまず必要であり、先に述べた医療、年金等の改革論議もこの点に関わるものと考えられる。昨今の議論の流れを見る限り、受益と負担のバランスや財政面を中心とした維持可能性の観点から、給付や負担の水準を見直す方向での検討が余儀なくされつつあり、今後の少子・高齢化はその傾向を更に助長するものと思われる。

国と地方の関係においては、国として維持すべき水準を見直し、多くの部分を地域の自主性・主体性に委ねることにより、受益と負担の関係をより明確化しつつ地域の実情に即した望ましい水準(ローカル・オプティマム)を各々が具体化していくというアプローチが今後採られていくべきものと考えられる。

(4) 民間活力、競争原理等の導入について

民間活力や競争原理の導入の流れは、既に多くの行政分野において見られるところであるが、社会保障の分野においても、少子・高齢化による人口構成の変化や福祉・介護サービスにおけるニーズの多様化を背景に、民間活力の導入を積極的に検討すべきものと考えられる。現在、「官から民へ」の規制改革の動きの中で、様々な検討が進められているところであるが、当会議としても、国による義務付け等がサービス実施主体としての自治体の自由度を低め、民間活力の活用等を妨げているところがあれば、積極的に見直していくべきである。こうした観点から、現在進められているケアハウスや保育所の公設民営化等の検討を注視していくべきものと思われる。

この点に関連して、現在の福祉サービス等の供給体制は、かつての公務員や公的機関によるサービス供給体制から社会福祉法人をはじめとする民間法人を主体とした幅広い供給体制へと転換が進んでおり、民間活力や競争原理を活用する環境は整いつつあるとの説明とともに、そうした民間主体を中心とした供給サイドのチェック、監督が都道府県によって十全になされるかどうか今後の重要な課題であるとの認識が

厚生労働省より示された。

なお、社会保障分野において、民間の活力やイニシアチブの活用を検討する場合には、競争原理を通じての合理化、効率化の視点のみならず、各地域における NPO やボランティア等のインフォーマルセクター活用の視点も重要であるとの意見も示された。

また、当会議の立場からは、官から民へという流れと並んで、行政部門への民間的経営手法の導入という切り口(New Public Management : NPM)も重要であるとの指摘があった。「骨太の方針」においても、水道など地方公営企業への民間的経営手法の導入が例示として上げられており、このような民間企業的な経営が可能な行政分野においては、国による(あるいは県による)一律的な管理・監督を見直すべきであること、経営主体として自立できるかどうかは地域によって異なるものであることから地域ごとの判断、裁量の余地の確保が重要であるとの指摘がなされた。

(5) 幼保一元問題について

現内閣の下で「待機児童ゼロ作戦」が進められている中であって、従来から議論されてきた幼稚園と保育所の一元化問題(幼保一元)が新たな注目を浴びつつある。

これまで、異なる目的・役割を有するそれぞれの制度の枠組みを前提としつつ、厚生労働省と文部科学省の間で緊密な協議が行われてきており、施設の共用化の指針策定や子育て支援事業の連携実施等が図られてきているが、いくつかの自治体ではより踏み込んだ形で幼稚園と保育所の一体的運営や施設自体の統合の試みが進められつつある。

幼稚園、保育所共にその運営は地方の自治事務であり、地方の裁量によって両者の一体的運営は既にある程度可能となっているところであるが、地域の実情に応じた合理的、効率的行政運営に向けて、国の定めている基準や指針の見直しを更に行い、

総合行政化の観点からの検討を続けていくべきものと考えられる。

(6) 財政事情や時代背景の変化等を踏まえた国の関与の見直し

社会保障の分野における国の財政支出は、他の分野と異なり大幅な増加傾向にあるが、その内容は義務的経費の増加が殆どであり、厳しい財政事情の下で、既定経費の抜本的な見直し、節減・合理化を迫られている事情においては他の分野と同様である。

厚生労働省では、個々の補助金の補助要綱についても網羅的にチェックし、補助要綱を通じた国の関与の見直しにも十分留意していくとのことであった。概算要求基準の閣議了解にあるように、国の関与の廃止・縮減が財政資金の効率的使用に結びつくためには、こうした観点からの関与の見直しを不断に行っていく必要があると考えられる。

また、全ての行政分野に共通するものであるが、時代の流れとともに実情にそぐわなくなっている国の関与については、全面的に見直すべきとの意見も出された。

(7) 当面の対応策等

以上のような議論、論点を一層深めつつ、社会保障分野における事務事業の見直しについての調査審議を今後進めていくこととなるが、現時点までの審議の中で、当会議の趣旨を踏まえ、厚生労働省から別紙1のような具体的見直し案が表明されたことを高く評価するものである。いずれも実施に至るまでには、一層の検討や関係者からの意見も聴取した上での諸調整が必要であり、今後とも一層の取組みを期待するものである。

中間整理の段階でこうした具体論を加えることによって、問題の所在や見直しの方向性がより明確になるとともに、今後の見直し作業の一層の促進につながると考えるものである。

2 教育・文化

教育は国家存立の基盤であり、憲法第26条においても全ての国民の教育を受ける権利の保障と教育の機会均等の実現が謳われているところである。また、科学技術創造立国の実現や人材の育成、教育・文化水準の維持向上等、国として取り組むべき課題も多い分野であるが、基本的には、教育行政は住民に身近な地方公共団体により行われることとされている。生涯学習、学校教育、社会教育から文化・スポーツの振興等に至るまで、この行政分野の裾野は極めて広く、かつきめ細かな対人サービス中心の行政であることから、それぞれの地域の実情、特殊性を踏まえた行政対応が強く求められるものである。

国の役割は、教育等の基本的な枠組みや全国的な基準の設定、教育条件整備のための各種支援措置等に限定されているところであるが、現在進められている教育改革の中にあっては、そうした国の定める基準自体の見直しにも踏み込み、国中心の画一的な教育から、子供の実態に応じた地域に根ざした特色ある教育行政に向けて検討が進められている。一律から多様へという流れは、教育・文化の分野においては既に確立しつつあり、当会議としてもその流れの中で、各地域の自主性、創意工夫がよりよく発揮できるような環境整備の観点から国等の関与の在り方を見直していくべきものと考えるところである。

教育・文化の分野については、 初等中等教育(幼稚園～高校)、 高等教育(大学等)、 生涯学習・社会教育、 文化・スポーツ、 科学技術・学術の五つの行政分野に区分した上で議論を行った。主要な論点は次のようなものである。

(1) 今後の審議における重点分野

初等中等教育の分野に、最も議論が集中した。幼稚園から高等学校までまたがるこの学校教育の分野においても、既に述べたように、住民により身近な地方公共団体が教育行政の実施主体となっている。全国的な教育水準の維持・向上の観点から国が

定める種々の制度・基準等についても、各地域や各学校の裁量権を拡大する方向で見直しが進められている。

代表的なものとして教育課程の基準(学習指導要領)の大綱化、学級編制(40人学級等)の弾力化、教育長の任命承認制度の廃止等が挙げられたが、学級編制については少子化が進む中で一層の弾力化が必要ではないかとの指摘がなされた。文部科学省からも、現状でよしとせず地方分権の趣旨を十分に踏まえ、今後とも住民のより身近な所に裁量権を移していく旨の方針が示された。

我が国のこうした教育改革の流れは、実は近年の米国や英国に見られる教育改革の流れとは異なる部分もあること 即ち、画一から多様へと向かう我が国の動きに対して、英米では、これまで各学校ごとに委ねていた基準に国が関与を強め、全国共通のスタンダードの確立に向けての努力が行われていること についての指摘がなされ、いわば両極から、あるべき教育の姿に向けて今まさに各国で模索がなされているとの認識が示された。当会議としても、教育改革の流れを十分注視しつつ、あるべき教育の姿に即した国と地方の行政の姿に向けて議論を深めていくべきものと考えられる。

また、生涯学習・社会教育の分野についてもかなりの議論が見られた。この分野は学校教育以上に各地域の住民の自主性、主体性が尊重されるべき分野であるとの意見や、空いている教育施設の地域への開放などを通じた総合行政化への取組みを是非進めるべきであるとの意見が出された。対象が児童・生徒のみではないこうした分野においては、国等による制度づくりや指導などよりも、地域住民の自主性やボランティア精神の発揮・活用が重要なものであり、国等の関与が却って発展の妨げとならぬよう随時検証を進めるべきものと考えられる。

(2) 40人学級問題、教職員定数等の教育条件整備について

少子化時代の子供のケアとしてみた場合、40人という学級規模は大きすぎるのでは

ないかとの指摘に対し、平成13年3月に法改正(「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」いわゆる義務標準法)を行い、40人を標準としつつも都道府県教育委員会の判断でより少人数の学級編制を可能としたとの説明とともに、学年や科目に応じて20人程度の少人数授業も可能となるよう現在の定数改善計画では配慮しているとの説明が文部科学省からなされた。他方で、ある程度の人数で行った方が教育効果が上がる場合もあるとの指摘等もあった。

また少子化時代の初等中等教育行政は、学校の統廃合や教職員の雇用等のかつてない困難な問題と直面することから、国としては明確なビジョンなりガイドラインなりを示す責務があるのではないかとの指摘もなされた。さらに、一番重要なことは教育にあたる教員の質の確保であるとの指摘があり、教員の資質向上に関しては国も研修等を通じて一定の責務を果たしているほか、採用者である都道府県等においても人物重視の採用とするなどの工夫に努めている旨の説明がなされたところである。

学級編制や教職員定数などの教育条件の問題に関しては、少子化の進行や将来を担う人材育成の強い要請を背景に国、地方共にこれまでとは違った取組みが求められるものであり、当会議としても引き続き強い問題意識をもって取り組んでいくべきであると考えられる。

(3) 教育委員会制度問題

教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる一定の独立性を有した合議制の執行機関である。地方における教育行政の中核機関として、その在り方等については、従来から多くの議論と種々の見直しが行われてきている。

地方分権の観点からも、より地域に根ざした教育行政を展開していく上で極めて重要な機関であり、地域の実情や創造性を生かしつつ、教育から文化、スポーツまで幅広い分野にわたる教育行政の一体的推進を展開していく上で、今後、教育委員会の重要性は一層高まるものと考えられる。

これまでも教育長の任命承認制度の廃止や国の指導の在り方の見直し等によって、教育委員会の自律性を高め、その活性化を推進してきているところであるが、当会議としても、地方における教育行政の強化・充実を図る観点からどのような施策が必要か検討を行っていくべきものと考えられる。

今後の課題としては、教育委員会を全ての市町村に置くという原則の結果生じてきている小規模な市町村教育委員会を、どう充実していくかという問題が指摘された。これに対しては、適正規模を国が提示することは困難であるが、市町村の自主性を尊重しつつ市町村相互間の広域的処理を促進していくべきとの認識が示されたところである。

(4) 教育施設の効率的利用等による総合行政化の推進

学校等の施設の転用ないし目的外使用については、従来から、変化する地域のニーズに即した施設の有効かつ合理的活用に資するものとして、その規制等の見直しが行われてきているところであるが、教育分野における総合行政化の観点からより一層の見直しが必要であるとの指摘があった。こうした施設は国等からの補助金が充てられているものであるため、補助金等適正化法（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」）や公共財産の管理の観点からの検証が必要であるが、特に社会教育や生涯学習の分野では、国が支援、補助を行うよりも地域の自主性が発揮できるような環境整備こそが重要であり、学校図書館等の学校施設を地域に開放することによって総合的な教育行政が可能となるだけでなく、教育分野を超えた地域における総合行政の下地にもなるとの意見が出された。

社会人の再教育（リカレント）や就学前教育（プレスクール）あるいは預かり保育といった、今後増大が見込まれる新たなニーズに対応していくためには、国が一定の指針を示しつつも地域社会の自発性に期するべき部分が大きいと考えられる。こうした問題への合理的、効率的対処を可能とする意味においても、地域における総合行政化

が重要であり、また、先にも触れた幼保一元問題も、この文脈の中で捉えるべきとの指摘もあった。

今後ますます価値観が多様化し、ニーズが変化していく中においては、各種制度間の垣根を低くし、既存の枠組みに捕われない発想を可能とすることによって、教育に関する種々のイノベーションを起こせるような仕組みを整えていくことが重要な課題であると考えられる。

(5) 高等教育の分野における国と地方の問題

高等教育の分野では、大学等については国立、公立、私立という設置者別に整理がなされており、育英事業や留学生交流事業等についても国と地方それぞれの立場での取組みがなされている。地方からの要望としては、かつて国立大学の地方への移管が挙げられたことがあったが、この問題も含め、これまで国と地方の関係の在り方について大きな議論に至るものは無かったと思われる。

一方、本年6月に文部科学省から、活力に富み国際競争力のある国公私立大学づくりの一環として、大学の構造改革の方針が策定され、その中に国立大学の再編・統合策の一環として、国立大学の地方移管も検討課題に挙げられているところである。

国立大学については、既に法人化の方針が決定される等、大学教育においてこれまで国が担ってきた役割が見直されていく中で、地方における高等教育の在り方について地方の要望、意見等に十分耳を傾けながら、当会議としても検討していくべきものと思われる。

(6) 財政事情や時代背景の変化等を踏まえた国の関与の見直し

教育・文化の分野における国の行政は、義務教育費国庫負担金を中心とした地方に対しての巨額の国庫補助負担金行政との側面を有する。義務教育費国庫負担金は、義務教育の水準を全国的に保障する観点から国が定める学級編制及び教職員定数

の標準を財政的に裏打ちするものであり、小中学校等の教職員定数にかかる給与費等の2分の1を国庫負担しているものである。文部科学省は、先に述べたように、学級編制の基準等については一定の弾力化の方向で見直しを進めつつも、現行の義務教育費国庫負担制度については必要不可欠との立場である。

しかしながら、国民の教育を受ける権利を保障する仕組みとしては色々なものがあり得、国が教職員の給与費等の2分の1を負担するという現行の仕組みを固定的に考えるべきではない。事実、これまでも国庫負担対象経費の範囲については、適宜見直しが行われてきているほか、先述の学級編制基準弾力化に伴って地方が自主的に措置する増員分については国庫負担の対象から外されており、国の関与の在り方の変化に応じてかかる経費負担のシステムも変化していくものと考えられる。国と地方の役割分担を見直すに当たっては、こうした経費負担の制度の検討も当会議として避けて通れないテーマであると考えられる。

また、時代背景の変化を踏まえた見直しの立場からも、昨今の栄養事情の顕著な改善に拘らず学校に栄養職員を配置し、あるいは事務の合理化が叫ばれる中で事務職員の配置を義務付けていること等については、国が一律の基準で義務付けるのではなく、そうした職員の配置の必要性等は各自治体の裁量に委ねるという観点からの検討が必要と考えられる。こうした問題への検討は、現在の財政事情や国・地方を通じて進められるべき行財政改革の必要性の面からも求められるものであり、国による関与や財源保障が、合理化、効率化に向けての地方公共団体の自主的な判断を妨げていないか、当会議としても常に検証していくべきものと考えられる。

給与費以外の補助制度についても、現下の財政事情を踏まえ、補助制度を通じた国の関与の廃止・縮減を通じて財政資金の効率的使用を図る観点からの見直しが必要である。文部科学省の種々の施策において、従来からの一律、画一的普及の考え方から、全国一律に委託事業や補助事業を行う事例が認められるが、例えば、モデル事

業的に限定的に実施し、その成果を各地域、各学校が独自に評価した上で判断するような進め方が望ましいと考えられる。なお、補助金一般に通じる課題として、煩瑣な諸手続きを見直し、地方の負担を軽減するとの観点も重要と考えられる。

(7) 当面の対応策等

以上のような議論、論点を一層深めつつ、教育・文化の分野における事務事業の見直しについての調査審議を今後進めていくこととなるが、現時点までの審議の中で、当会議の趣旨を踏まえ、文部科学省から別紙2のような具体的見直し案が表明されたことを高く評価するものである。いずれも実施に至るまでには、一層の検討や関係者からの意見も聴取した上での諸調整が必要であり、今後とも一層の取組みを期待するものである。

中間整理の段階でこうした具体論を加えることによって、問題の所在や見直しの方向性がより明確になるとともに、今後の見直し作業の一層の促進につながると考えるものである。

3 公共事業

(1) 社会資本整備の見直しに伴う国と地方の役割分担の在り方

公共事業分野における国と地方の役割分担については、関係省庁から、中央省庁等改革基本法における公共事業の見直しの方針の規定等も踏まえ、現在、国が行っている事業や関与は全国的な見地等から必要とされているものであるとの現状認識が示された。

中央省庁等改革基本法第46条(公共事業の見直し)

第四十六条 政府は、次に掲げる方針に従い、公共事業の見直しを行うものとする。

- 一 公共事業に関し、国が直接行うものは、全国的な政策及び計画の企画立案並びに全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業の実施に限定し、その他の事業については、地方公共団体にゆだねていくことを基本とすること。
- 二 国が個別に補助金等を交付する事業は、国の直轄事業に関連する事業、国家的な事

業に関連する事業、先導的な施策に係る事業、短期間に集中的に施行する必要がある事業等特に必要があるものに限定し、その他の事業に対する助成については、できる限り、個別の補助金等に代えて、適切な目的を付した統合的な補助金等を交付し、地方公共団体に裁量的に施行させること。

地方分権推進委員会は、この規定に関連して、特に、公共事業の在り方を検討し、第五次勧告を行った経緯がある。また、関係省庁からは、今後も地方分権については第五次勧告に基づく第二次地方分権推進計画に沿って進めていく考え方が示されたところである。

今後の調査審議に当たっては、この経緯をどのように考えるかが一つのポイントとなるが、聖域なき構造改革を掲げる小泉総理から「地方にできることは地方に」を基本に、国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方について改めて諮問された当会議としては、公共事業分野に関しても、第五次勧告の成果を検討しつつ、新たな環境変化も踏まえながら、今後のあるべき姿を調査審議していく考えである。

公共事業分野に共通する問題意識として示された論点は、今後の我が国の公共投資規模と国と地方の役割分担の在り方、補助金による国の関与の在り方、建設コスト、整備された施設の維持管理面からの国と地方の役割分担の在り方等である。

戦後 50 年以上にわたって進められてきた公共事業により、社会資本整備水準は相当程度向上しており、国土条件によるコストの違いを考慮しても、現下の厳しい財政状況や国民経済に占める割合でみて我が国の公共投資の規模が欧米諸国などに比べ非常に高いこと等を考えれば、公共投資の規模を見直さざるを得ないと考えられる。その中で、より一層、国と地方の役割分担の明確化を図ることが、検討されなければならない。

また、公共事業の事業主体と公物管理に関する国と地方の役割分担については、道路、河川、港湾等において、様々な公共事業に関する論議も踏まえ、直轄事業負

担金制度も含めた事業費負担の在り方と併せて、国の役割は国が負担をして国が実施し、地方の役割は地方が負担して行う方向で整理し、国と地方の役割分担の明確化を検討して行くべきとの指摘がある。

地方公共団体の公共事業に対する関与の一つである補助事業については、補助率の在り方と個別事業ごとの国の関与の必要性との整合性について検証すること、補助形態として、個別補助金の在り方と統合補助金の在り方を十分検討すること、補助要綱による国の関与が地方の負担になっているとの指摘も踏まえ、補助要綱の見直しを推進すること等も指摘されている。

いずれも、今後の個別の公共事業分野における国と地方の役割分担の明確化の論議に当たって、全体を通じ、留意しなければならない重要な事項と考えられる。

その他、公共事業に関する事務事業、権限の国から地方への移譲に伴う公共事業の契約入札制度や公共工事のコストへの影響を検討する必要があること、21世紀における公共事業の在り方については社会資本整備が相当程度進んできた現状を踏まえ、整備、建設だけでなく、その維持管理、メンテナンスの在り方に着目して検討することも、論点である。

公共事業については、経済財政諮問会議における公共投資規模や公共事業関係長期計画の在り方、特定財源制度の在り方の論議をはじめ、国と地方の役割分担と密接に関連する事項の検討が行われている。これらとも、整合をとりながら、調査審議を進めていく必要があると考えている。

(2) まちづくりにおける地方の自主性、主体性

まちづくりや土地利用に関する事務、権限、中でも、都市計画、農地転用について、地域住民に最も身近な市町村への移譲が強く要望されたところであり、これを踏まえ、地域の特色を生かした個性あふれるまちづくりを進める観点から、土地利用に

関する権限は、できるだけ市町村に移譲されるべきとの指摘も行われた。

都市計画や農地転用の規制に関する権限は、まちづくりにとって極めて重要であると同時に、国民個々の権利義務、財産権に関わる問題であり、制度の安定性にも一定の配慮が必要との指摘がある。関係省庁からは、地方分権推進委員会の勧告に基づく制度改正を行ったばかりであるとの説明がなされており、当会議としては、三年間という設置期限を踏まえつつ、制度改正による実態の変化を見定めながら、調査審議を行って行きたいと考えている。

なお、農地転用業務に関して、併せて農業委員会制度の在り方が議論となった。農業委員会制度も国による行政委員会の必置規制の一つであり、その在り方について、農地転用制度の見直しとの関係を整理しつつ、今後の調査審議の中で検討していくことが必要である。

国土計画については、国、都道府県、市町村の作成する計画の内容、作成に当たっての役割分担を検討すべきであり、国、都道府県、市町村をはじめ異なる事業主体間における総合調整を、どのような形で行っていくかの観点が重要であるとの指摘があった。

現在、国が定める国土計画の在り方の見直しが検討されており、その中で、計画の策定過程への地方公共団体の参加の機会の充実、全国計画の内容を地球的、全国的観点からの施策等に重点化、国と地方の計画意図の調整の枠組みを明確化、との方針が提示されている。今後、地方公共団体の自主性、主体性をできる限り尊重する方向で検討されていくべきであると考えられる。

公営企業として管理されている下水道の整備・管理の在り方について、上水道等関連する事業の在り方も視野に入れて検討する等経営的な視点からの検討が重要であること、農業集落排水や合併処理浄化槽等の類似事業の整合性等について検

討する必要があること等の指摘が行われている。これらについても、今後の調査審議の中で論議していくことが必要である。

(3) 河川等国土保全の今後の国と地方の役割分担

河川に関しては、現在、第五次勧告を踏まえ、一級河川を今後とも国が管理していく国土基盤整備型水系と一定の整備が終わった後都道府県に移管する災害対応型水系に分ける方向で作業が行われており、一級河川の中で国が直轄管理する区間の基準案についても検討がなされている。

そうした中で、河川管理については、水系一貫管理の原則の下、国が責任をもつという体系が今後も維持されるべきかという基本的な問題をはじめ、管理の主体、水利権の調整等も含めた管理の手法の在り方について、様々な論議が行われている。これらの論議を踏まえ、河川管理にとどまらず、砂防や地すべり、急傾斜地、海岸、治山等も含めた国土保全行政全般について、今後における国と地方の役割分担を調査審議していかなければならない。

(4) 道路、港湾、空港、鉄道整備等交通に関連するインフラ整備の在り方

道路、港湾、空港、鉄道等交通体系に関連する公共事業については、個別の分野ごとに説明が行われたが、交通に関連するインフラについて国と地方の役割分担を検討するに当たっては、整備主体、財源や負担関係、国の関与等も含め総合的な交通体系の構築を図る観点も踏まえ、交通体系全体のバランスを考慮した検討が必要であるとの指摘が行われた。

個別行政分野における体系のみにとらわれない、大括りな交通体系の視点からの論議は、今後、こうした分野における国と地方の役割分担の明確化を図るための調査審議において、留意しなければならない重要な論点である。

道路に関しては、第五次勧告に基づく国道直轄区間の見直し作業が進められてお

り、現在、地方公共団体からヒアリング中であるが、諸外国においては、保有と整備・管理の主体が一致しているのに対し、我が国では国道を都道府県が管理している形態となっており、直轄事業や道路管理の在り方について、今後、国と地方の役割分担の一層の明確化が必要ではないかとの指摘があった。

道路行政における論議に当たっての大きな問題であり、道路特定財源、道路系公団の在り方等の様々な論議の動向も踏まえつつ、当会議としても、こうした問題を検討していくことが必要である。

なお、道路の構造等に関して、地域の実情に応じた内容で、より低廉なコストで早期に多くの道路を整備することを検討すべきであるとの指摘もあった。地方の創意工夫を促す観点から、こうした問題も検討していくことも重要であり、地域の実情に応じた道路構造令の運用の在り方等について検討していくことが必要であろう。

港湾については、道路とは異なり、全ての港湾を地方が港湾管理者として管理している現状がある。第五次勧告に基づき行われた制度改正も踏まえる必要があるが、入港料や料金を徴収する港湾管理に関しては、国の直轄事業を含め公共事業で整備した施設と公営企業・公社が整備した施設の管理運営を含め、経営的な視点からの総合的な管理が重要であると考えられる。こうした観点から港湾の整備、管理に関する国と地方の役割分担の在り方や、国の関与の在り方について、今後、検討していかなければならない。

その際には、全国の数多くの港湾、空港等に国が関与しており、重点化への取り組みが進められているものの、未だ十分ではなく国際競争力を失いつつあることが懸念されるとの指摘があったことも踏まえ、競争力強化の在り方も踏まえた議論が必要である。

(5) 食料政策、むらづくりに関する公共事業の今後の方向

産業政策とも関連して、食料政策として国が関与すべき範囲、農山漁村整備の在り方、農林漁業に関する多様な補助金の在り方等が議論の中心となった。

食料安全保障、食料政策の観点から、国民の生存の基盤となる食料の供給に関連する農業生産基盤の整備は国の食料・農業政策に沿って行われる必要があると国の関与の必要性が強調されたが、食料安全保障に関わるような基幹的な作物に国の関与を限定できないか、農業は産業として地域性が重要であり、地方の自主性を活かすことができるようにすべきではないか、といった指摘があった。

また、農山漁村の生活環境の整備については、食料の供給や自然環境の保全等の多面的機能を果たす農山漁村の役割、都市との格差を踏まえて実施されているとの説明に対し、都市化が進展し、農村の生活に都市的な生活が入り込んでいったときには、生活政策は生活政策として一貫して行ったほうが効率的と考えられること等から、農山漁村の生活環境整備については、行政区域を単位とする総合行政に委ねていくべきではないかとの議論が行われた。

農業補助金については、多種多様な補助金が農業や農村の在り方そのものに強く影響を与えている面があり、今後の在り方をどう考えるか、農業農村整備に関する補助金の統合補助金化の推進をどう図るのか等の指摘もあった。

いずれも、農業政策の根幹と関わる問題であり、産業振興の観点からの国と地方の役割分担の明確化を図る論議と併せて、検討していく必要がある。

なお、農業農村整備に関し、農林道と道路、農業集落排水事業と下水道等国土交通省の体系との整合、総合行政化等の観点から、地域のまちづくり、むらづくりに関する総合的な役割分担についても議論が必要と考えられる。

森林・林業施策については、国土の大半を占める森林を管理してきた林業は、現在

の状況では、採算がとれる見込みが低いことを踏まえ、その自然環境、空間をいかに管理するかという観点から抜本的な対策を講じていく必要があるとの指摘があり、その中で、森林・林業は地域と密接に関連し、地域に大きな影響を与えるものであることを踏まえ、今後の国と地方の役割分担の在り方を検討する必要がある。

(6) 循環型社会の構築等に向けた国と地方の取組みの方向

廃棄物処理については、地方分権推進委員会の第四次勧告、意見及び最終報告で、廃棄物処理行政における国と都道府県・市町村の間のそれぞれの責任分担を明確化し、国の役割や責任の強化を内容とする抜本的な制度改正が不可避である旨の勧告、意見が出されているが、地方分権推進委員会の最終報告以降、現状では、具体的な取組みが進んでいるようには見受けられないことが指摘された。

現在、規制改革の観点等も踏まえ、循環型社会の構築等に向けて、廃棄物の定義やリサイクル制度の規制の在り方等について検討が行われているが、PCB対策等の特定のものを除いて国の責任を強化する方向は見受けられない。早急に、国の役割や責任の強化を含め、廃棄物処理に係る国と地方の役割分担について明確化する方向で検討すべきである。

併せて、ダイオキシン対策に関連する発生のメカニズム、防除対策などの技術的な問題への対応、環境行政についての広域行政の視点での調整等についても、国が積極的な役割を果たす方向で検討すべきであろう。

自然環境行政については、国立公園の区域指定が原生的な自然を有するところから都市周辺の自然を有するところまで幅広いエリアにわたっていること等を踏まえ、自然公園管理の在り方について、地域住民やNPO等の戦略的活用も検討しつつ、併せて、国と地方の役割分担の在り方について検討すべきと考えられる。

4 産業振興・・・地域の創意工夫を活かした産業づくりと地域の活性化

産業政策に関しては、農林水産業と商工業に共通して、国際交渉や貿易管理、全国統一的に運用される取引規制や競争条件の整備等、その事務の性格上国の役割とならざるを得ない事務が相当数存在している。

これに加え、農林水産業に関しては、食料安定供給に関わる農用地の確保に関する基本方針等全国的な統一性を確保する観点から国の関与が必要不可欠なもの、大規模な農林水産基盤整備事業等全国的な見地から必要とされる広域的事業等は国の直接的・積極的な関与が求められることが説明された。

地域経済産業政策については、国際競争力の確保等を目的として広域的な展開が必要であること等から、中小企業施策については基本政策の構築や制度設計、真に全国的規模・視点で必要な施策、広域的な事業が求められること等から、同様な考えを持つ地方公共団体と協働しつつ、国が主体となっていくことが必要であるとの説明があった。

その一方、調査審議に当たっては、中央省庁等改革基本法が、食料政策や農業政策、中小企業政策や地域経済産業政策について、地域の役割の強化や国と地方等の役割分担の明確化、国の関与の縮小等を規定していることを踏まえることが必要である。

中央省庁等改革基本法第21条（経済産業省の編成方針）

第二十一条 経済産業省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

四 中小企業政策について、中小企業の保護又はその団体の支援を行う行政を縮小し、地域の役割を強化するとともに、新規産業の創出のための環境の整備への重点化を図ること。

五 地域の経済及び産業を振興する施策について、地域の役割を強化し、国の関与を縮小すること。

中央省庁等改革基本法第23条（農林水産省の編成方針）

第二十三条 農林水産省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 食料の安定供給の確保の観点から、国、地方公共団体及び生産者の役割について、その分担の明確化を図ること。

二 農業生産、流通加工、農村及び中山間地域対策等における地方公共団体の役割について、その拡大及び地方分権の徹底を図ること。

産業振興分野において、農業、林業、水産業、中小企業等の基本法は、最近になっていずれも大きな改正が行われている。しかしながら、国と地方の役割分担については、国は包括的に責務を担うこととされる一方で、地方公共団体の責務は「国と地方の適切な役割分担を踏まえて」と抽象的に規定されているにとどまっている。まず、今後、国と地方の役割分担を具体的に整理し、明確化を図っていくことが課題である。

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 6 条（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）第 8 条（地方公共団体の責務）

第八条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）第 6 条（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）第 5 条（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、水産に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

国は国が真に戦略的に考えるべき分野に集中する一方、地域が自己決定権を持って自主的な判断の下に行う地域の特色ある産業づくり、地域の活性化や産業おこし等に関する国の関与を縮小し、地域の知恵と工夫による地域間の競争に委ねていくことが、地域産業の活性化につながるとの考え方を踏まえ、国の役割を重点化する方向で国と地方の役割分担の明確化を検討していくことが必要ではないか。

なお、関連して、現在の公共事業の事業量が将来的に維持できないとした場合、地域の公共事業が吸収していた雇用を、どのように新しい産業に転換していくかを視野に入れておく必要があるとの指摘があった。

5 治安・その他

(1) 警察行政

警察制度は、政治的中立と民主的コントロールのバランスが重要であるが、国家的性格と地方的性格を有する警察事務の特質から一定限度の国の関与を行っているとの説明に対し、国の全国的な観点からの関与・調整が強くなると、都道府県警察についての財政負担の大半を担う都道府県の責任があいまいとなる面があるため、警察行政についても、国と地方の役割分担を明確化することが必要との指摘があった。

また、関連して、地方警務官制度について、歴史的な沿革の下に機能してきたことも踏まえつつ、そうした観点から、見直す余地はないかとの指摘も行われた。

これらの点を踏まえ、警察行政全体について、今後における国と地方の役割分担とその明確化の在り方を検討していくことが必要と考えられる。

その他、警察行政については、組織犯罪対策等の強化、ハイテク犯罪捜査の強化、テロ対策等の課題のほか、地域住民にとっては、警察の信頼の回復や地域における犯罪の検挙率の低下等が重要な問題であること、警察刷新会議の緊急提言のとおり、積極的な情報公開が必要であること等の指摘があった。

また、交通反則金と交通安全対策特別交付金制度について、国と地方の役割分担を踏まえた見直しの余地がないか、都道府県警察の業務についても、他の一般行政分野との違いを踏まえつつ、民間等へのアウトソーシングの可能性について調査審議していくことが必要ではないか、との指摘があった。これらについても併せて、検討していく必要がある。

(2) 消防行政

消防行政については、市町村合併も含めた消防本部の広域再編、また消防力の基準の在り方等消防に対する国の法令等に基づく関与の在り方が議論となった。

消防本部の広域再編については、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が全体の3分の2を占めるなど大規模災害への対応、専門要員の確保などの面で問題があるところが多く、その強化のためにも広域再編が必要であり、市町村合併による手法が特に有用であるが、市町村合併によることが困難な場合にも消防本部の広域再編の推進を行うとともに、社会環境の変化や地域の実情に応じた常備消防、非常備消防及び自主防災組織の在り方も考えていく必要があると考えられる。その一方で、複雑化・大規模化する近年の災害の実態を踏まえ、地方公共団体の対応力を超える災害について、広域応援機能の充実などについて、国の果たすべき役割も含めて考えていく必要がある。

また、消防行政については、消防組織法上、市町村消防は、消防庁長官又は都道府県知事の管理に服することはない旨明記されているとの説明があったが、その中で、消防力の基準の在り方等が議論となった。

消防力の基準は、地方分権の観点も踏まえ、簡素化を図るとともに、位置付けも最小限度の基準から市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針に改められている。今後、市町村では整備にあたっての標準を知ることができるという一定の意味も有していることには留意する必要があるが、さらに、わかりやすく簡素化の方向で検討を行うことができないか、また、その他にも国の関与で見直す余地のあるものがないか、検討していく必要があると考えられる。

事務事業の見直しに当たっての当面の指針

各行政分野における以上のような問題点の整理を踏まえて、今後も引き続き各方面からの意見等を適宜聴取しつつ議論を深め、また各省庁における改革努力を促していくこととするが、これまでの審議の過程で事務事業の見直し等についての行政分野横断的な指針とも言うべきものが幾つか浮かび上がってきている。

個別事項の議論を通じて形成されてきたものであり、未だ体系的な取りまとめには至っていないが、現時点において委員の合意が概ね認められるもので今後の検討に資すると思われるものを以下に述べる。

1 地方における総合行政化の一層の推進

地方の事務に対する国の関与の廃止・縮減が強く求められる場面の一つに、国の行政の縦割り型システムがそのまま地方行政に反映されている結果、地方行政の自由度を損ない、地域のニーズへの的確な対応を困難にしているということが挙げられる。

元来、有機的・総合的な人々の暮らしや社会活動に対し、対応する行政は制度的・組織的に強固な縦割り型となっているため、これまでも我が国における行政批判の筆頭格として常に指摘されるのがいわゆる「縦割りの弊害」である。

国としての基本的制度や基準を定め、それを全国的に施行するためには縦割り型システムにも一定の合理性があるが、その一方で縦割り型システムの下では、総合的な政策選択の自由度や制度の枠を超えた自由な発想が失われ、自らの所掌外に対する無関心、非生産的な権限争いや非効率的な事務の重複等の大きなデメリットが生じる。

住民に身近で地域ごとの実情をよりの確に反映しうる地方行政の現場においては、縦割りではない総合行政のメリットがより顕著に発揮されるものと考えられる。いわば縦割りのメリットを大きく上回るメリットの可能性が地方における総合行政化に見出さ

るものと考えられる。

地方の個性の喪失が嘆かれるとき、多くの場合そこには地方公共団体におけるミニ霞ヶ関化が指摘される。霞ヶ関においても、近年の省庁再編等を通じて縦割りの弊害からの脱却、総合行政化が進められている中、国においては中々越えられない垣根を地方では飛び越え、より一層の総合行政化を推進すべきであり、そのために障害となっている国の関与、国の規制は今後積極的に見直していくべきであると考えられる。

具体的には、既に一体化、総合化の動きが認められる福祉と保健の分野は無論のこと、幼保一元問題もこうした文脈の中で捉えられるべき問題であり、また公共事業の分野においても総合的な地域づくりの観点から総合行政化は重要なテーマと考えられるものである。

2 創意工夫が発揮できる環境整備

個性ある地域の発展のためには、各地域の自主性、自立性を尊重し、地域の特性を活かした創意工夫が発揮されるような環境が必要であり、国の関与の見直しに際しても、そうした創意工夫の発揮や合理化、効率化に向けた地方の努力の余地を損なっているものについて積極的に見直していくべきである。

先に述べた総合行政化も、制度間の垣根を低くすることにより創意工夫の余地を広げるという意味において軌を一にするものであるが、それぞれの制度の中においてもこの観点からの見直しが強く求められるものである。

従来から問題点が指摘されている必置規制は典型的なものであり、ある行政ニーズへ対応する組織立てから所要の職員数等についてまで国が規定することは極めて限定的に考えるべきである。こうした観点から、社会保障分野の具体的見直し施策（別紙1）に見られるように一定の原則の下、今なお残っている必置規制について網羅的な見直しを継続するべきである。

また、地方においても行財政の効率化が強く求められる中において、地域の実情に応じた合理化、効率化を図ろうとしても国の関与がその余地を奪い、意欲を損なっているとすれば、そうした国の関与は厳しく見直していくべきである。特に、近年様々な局面で検討が深められつつある民間活力・競争原理の導入、民間的経営手法の導入等の妨げになっているような国の関与については、規制改革の動きと連携をとりつつ、積極的に見直す方向で検討を進めるべきである。

3 財政事情を踏まえた事務事業の見直し

地方分権改革は我が国の行財政改革の大きな流れの中で位置付けられるものであり、現在進められている構造改革の重要な一翼を担うものであることから、今後の審議においては、我が国の厳しい財政の現状を十二分に踏まえながら検討を進めていくことが必要である。

これまでの議論においても、国の財政事情を踏まえ、国の関与を見直し国をスリムにして、その役割を重点・特化していく必要性や、行政の在り方を評価するに際して限られた財源の中での支出妥当性（アフォーダビリティ、affordability）の観点からのチェックの必要性などが指摘されたところである。

他方、国の財政事情の逼迫が短絡的な地方切捨てとなってしまうことは、決して現在の構造改革の趣旨に沿ったものではなく、厳に回避しなければならない。国は国の役割に重点・特化し、地方は創意工夫に基づく合理化、効率化努力を重ねることによって、今後の財政構造改革と平仄を取りつつ地方分権改革は進められていくべきである。

行政体制整備

地方行財政改革の推進等行政体制の整備については、事務事業の見直しの審議を優先させたため、本格的な審議は今後行う予定であるが、これまでの本会議及び小委員会での審議を通じ、今後の審議の視点ともいべきものがいくつか浮かび上がってきている。これらを踏まえ、有識者や地方公共団体等からのヒアリングを通じ、具体的な論点を今後の審議において明確にしていくこととする。

第一に、地方公共団体の行財政運営に経営的視点を導入することの重要性である。

行政サービスを提供する地方公共団体とその顧客である住民の間に、行政サービスの費用と成果の明確化を通じて緊張感をもった関係を作り出すことが、地方公共団体により効率的で質の高い行政サービスの提供を目指すインセンティブを生み出す。このためには、地方公共団体が、行財政運営の透明性を向上させ、住民に対する説明責任を全うすることに、今まで以上に取り組むことが重要である。従来の地方行財政改革は、国の主導により、地方公共団体の直接的な減量化に焦点が当てられがちであった。厳しい財政事情にかんがみれば、減量化という結果が重要であることに変わりはないが、地方公共団体が住民との関係において主体的に地方行財政改革に取り組むための仕組みをいかにして構築していくかが今後の審議の重要な視点となろう。

第二に、公共サービスの提供における地方公共団体の役割を見直すことの重要性である。

既に述べたように、もはや、公共サービスの提供を「役所（官）」が独占する時代ではなく、コミュニティ、NPO、民間企業との間で、地域の実情に応じた適切な役割分担が追求されなければならない。このような努力が、地域社会における多様な主体間の協働を生み出すことにより、本来の公共社会を創造していくことにつながるのではないかと。同時に、このような努力を通じて、地方行財政の効率化がもたらされることになる。

国は、地方に対する関与の中に隘路になっているものがあれば当該関与を見直し、制度的な手当てが必要な場合はその整備に努めるなど、地方公共団体の創意工夫が活かされるよう努めなければならない。そして、このような制度整備が、地方公共団体における取組みを一層促進するという好循環が形成されることが期待される。その際、公共サービスの提供における第三セクターの役割についても、見直すべきである。

第三に、市町村合併推進の重要性である。

少子高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など、市町村を取り巻く環境は大きく変化している。この中で、市町村が、国と地方の役割分担に応じた市町村の事務事業を的確に実施し、自らの創意工夫により、効率的で質の高い行政を行うためには、行財政基盤を強化することが不可欠である。かかる観点から、昨年12月の行政改革大綱にあるように、「与党行財政改革推進協議会における『市町村合併後の自治体数を1000を目標とする。』という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進」することが重要であり、平成17年3月の合併特例法の期限を見据え、各市町村の取組みが成果を挙げることが求められている。そして、市町村合併の進捗を踏まえつつ、道州制に関する指摘もあり、都道府県の在り方を含めて地方自治制度の在り方についても幅広く審議の視野に入れておくことが必要となろう。

なお、国から地方への事務事業や権限の移譲に当たっては、住民に身近な基礎的
地方公共団体である市町村が中心となるべきであるが、人口数百人の町村から都市、
特例市、中核市、政令指定都市まで多種多様であることを踏まえ、人口規模等や行政
能力に応じた事務事業や権限の移譲を検討する必要がある。その際、小規模町村や
過疎地等への対応については、併せて検討することが必要である。

第四に、地方公共団体におけるIT化の推進の重要性である。

ITの活用は、既存の制度・慣行の見直し及び横断的な取組みを行うことにより、行

政サービスを利用する住民の利便性を高めるとともに、地方行政の簡素化・効率化のみならず、地方行政の総合行政化にも大きく寄与する。同時に、ITは、情報伝達、意思疎通の面で、地方公共団体と住民の時間的・心理的距離を大幅に縮めることを可能とする。行財政運営の透明性の向上、住民に対する説明責任の貫徹及び住民との協働の推進などの地方行政システムの改革とITの活用が結びつくことにより、住民自治は飛躍的に豊かなものとなろう。このような観点から、地方公共団体にとって、「電子政府・電子自治体」は 21 世紀における最も重要な指針の一つであると考えられる。

地方税財源の充実確保

当会議の調査審議は、当面、事務事業の在り方から重点的に審議を行うこととしており、地方税財源問題については、現状についての考え方を関係省庁から聴取する段階でとどまっている。

ただ、ヒアリングの過程においては、政府における方針等を踏まえ、いくつか、地方分権に資する具体的な地方税財政制度の改革の考え方が示されたものがある。これらについては、当会議としても評価できるものとして言及しておくことが必要であると考ええる。

まず、平成 14 年度の地方財政については、地方財政計画の策定に当たって、職員定数の削減・合理化や一般行政経費の抑制、地方単独事業の削減等、国の歳出予算と同様の徹底した見直しと重点的な配分によって、地方財政計画規模を抑制することにより、地方財源不足額の圧縮と借入金の抑制を図る方針が明らかにされた。現下の地方財政は、引き続き大幅な財源不足を交付税特別会計借入金や地方債の増発等によって補てんし、収支の均衡を図るという極めて厳しい状況に置かれており、地方財政全体としての借入金残高は、今年度末には 189 兆円に達する見込みであり、その償還が将来の財政運営を圧迫することが強く懸念されている。地方分権改革に当たって、国と地方の財政のサステナビリティを回復・確立することの重要性は先

に述べたとおりであるが、平成 14 年度においても、地方財政の健全化に向けて、徹底した努力を重ねることが必要であり、そうした取組みに期待したい。また、そうした健全化への努力を行った上で必要となる地方財源については確保されることが必要である。

また、「骨太の方針」において、これまでの検討経緯を踏まえつつ課税の仕組み等について検討を深め、景気の状態等を勘案して導入を図ると閣議決定された法人事業税の外形標準課税については、引き続き、導入に向け、関係者の理解が得られるよう努力していくことが必要である。

地方交付税については、税源偏在による財政力格差を是正し、一定水準の行政の計画的運営を保障する機能を果たしているが、巨額の財源不足が続く極めて厳しい状況の下で、地方交付税の算定について、地方公共団体の自主的・主体的な財政運営を促す方向で、事業費補正を適用する範囲・程度を縮小するとともに、段階補正の見直しを行うとの方針が明らかにされた。さらに、地方公共団体の課税努力や税源涵養努力へのインセンティブを強化するという観点から、今後、留保財源率の在り方の見直しを検討していくとの方針が明らかにされた。これらについては、早期の実現を期待したい。

また、国庫補助負担金の整理合理化に当たって、予算編成においては制度的補助金とその他補助金の区分に基づく整理合理化方策が行われてきたが、平成 14 年度の予算編成においては、新たに制度的補助金について地方分権推進委員会の勧告や意見に基づき、地方財政法の区分を尊重しながら国庫補助金の縮減に取り組む方針が、初めて概算要求基準に盛り込まれた。

また、平成 12 年度から導入された統合補助金について、一層の拡充を図る方針が概算要求基準に盛り込まれ、概算要求では、まちづくり総合支援事業補助メニューの拡充と予算額の増額、農業集落排水事業全体の統合補助金化等の方針が明らかに

されたところである。

平成14年度予算編成は大詰めを迎えているが、地方財政法の区分に基づく国庫補助金の縮減とともに、地方公共団体の自主的・自立的な行財政運営を推進する観点から統合補助金拡充とその目的にふさわしい運用関与の改善について、より一層の取組みを求めたい。

監視活動

監視活動については、地方分権一括法、地方分権推進計画や、今後当会議として提出する意見を担保していくために、有効な手段であり、大変重要な事務である。

今回、地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼に関して、地方六団体の調査により地方公共団体から報告された事例を基に、地方分権一括法の施行により国と地方公共団体が対等・協力の関係となったことに照らして妥当なものなのかどうかという観点から、関係各省庁と内容の精査を行い、整理を行った(別紙3参照)。引き続き地方分権推進計画の進捗状況等についても、監視を行っていく。

おわりに

我が国は、地理的条件も多様な国土の中に、一億人を超える人口を擁しながら、中央集権的システムを有効に機能させ、明治以降の近代化、戦後の目覚ましい復興に大きな成果をあげてきた。

しかしながら、戦後 50 年余を経て、今までの経済発展や国民生活の向上を支えてきた様々な国の制度や仕組みが、制度疲労による機能不全を指摘され、維持可能性に疑問符を突きつけられている。

バブル崩壊以降、失われた十年とも言われる 1990 年代を経て、時代は 21 世紀を迎えている。我々は、今こそ過去の成功の記憶を振り払い、新しい時代における「この国の在り方」ともいうべきグランド・デザインを描き、これに基づき新しい時代の国と地方の行政システムを構築していかなければならない。

人々の価値観が多様化する 21 世紀には、個性豊かな人々からなる地域社会の多様性、柔軟性こそが、我が国社会の強さ、国民の幸せにつながっていく、そのことを再認識し、不必要に全国的な統一を求めることをやめ、地域の個性を尊重する分権型社会の創造に取り組まなければならないのである。

このためには、国は国でなければ果たせない役割に集中、特化し、地方にできることは地方に委ねていかなければならない。地方は、国民の豊かさと安心を支える地域社会における総合行政の主体として、地域住民のニーズに即応した行政サービスを提供できるよう行財政能力を高めていかなければならない。

そうしたこれからのあるべき新しい国と地方の行政の姿を描き、実現していくことが、明治維新、戦後改革に続く第三の改革の一環とも位置付けられる地方分権改革ではないか。

地方分権改革という重い^{たすき}襷を地方分権推進委員会から受け継いだ地方分権改革推進会議の使命は、これまで積み重ねられてきた土台の上に、これからの国民の幸せのために必要なものは何かという国民の視点から、あるべき国と地方の行政の姿を明らかにし、これを実現するための内政の全般にわたる改革方策を国民に提示していくことであろう。

もとより、地方分権改革推進会議の活動は緒についたばかりであり、今回の中間論点整理は調査審議のスタートラインに過ぎない。

目指すべきものへの道のりは未だ遼遠であるが、「この国の在り方」のあるべき姿を描けるよう、最大限の努力を傾注していきたいと考えている。

別紙 1 社会保障分野における当面の対応策等

(1) 国等の関与の見直し

必置規制の見直し

国が都道府県に設置を義務付けている審議会の全面的な見直し

都道府県に置かれている審議会の必置規制については、以下の原則の下で、全面的な見直しを行う。

) 都道府県に設置を義務付けている審議会で、主として政策の企画立案に対して意見を述べるものについては、各都道府県が独自の判断で設置することについて検討する。具体的には、以下のものが対象となる。

- ・ 職業能力開発に関する審議会等
- ・ 地方精神保健福祉審議会
- ・ 都道府県生活衛生適正化審議会（適正化規程の認可等の付議事項が生じた場合に、その都度設置すれば足りる旨周知。）

) 同じく、都道府県に設置を義務付けているものであるが、個人の具体的権利義務に関わる処分を行う専門的で公正な第三者機関として設置が義務付けられているものについては、その機能を前提としつつ、設置の在り方につき、都道府県知事等の判断を尊重する方向で検討。具体的には、以下のものが対象となる。

- ・ 結核診査協議会（結核対策全体の見直しの中で検討）
- ・ 感染症診査協議会（結核対策全体の見直しの中で検討）
- ・ 地方社会福祉審議会

- ・ 都道府県児童福祉審議会

都道府県等に置かれる職員の必置規制の見直し

現在、都道府県等にその配置を義務付けている次のような職員に関し、その必置規制の在り方等について見直しを行う。

- ・ 社会福祉主事
- ・ 身体障害者福祉司
- ・ 知的障害者福祉司
- ・ 母子相談員
- ・ と畜検査員

その他の国等の関与の撤廃

公立の福祉施設の整備に対する国・都道府県の負担規定の見直し（補助規定化）

公立の福祉施設の整備に関して、これが地方の事務であることをより明確化するため、施設整備に対する国・都道府県の負担規定については、関係省庁と連携し、補助規定への変更について検討する。

知的障害者地域生活援助事業の開始に関する、通知による厚生労働大臣への事前協議については、これを撤廃する。

町村が福祉事務所を設置する場合の都道府県の同意を要する協議については、これを廃止する方向で検討する。

児童相談所、児童福祉施設又は職員の養成施設の用に供する建物の建築、買収又は改造に要する費用の負担に関する厚生労働大臣の同意を要する協議につ

いては、その政令上の定め方について、廃止も含め検討する。

(2) 権限の移譲（国から都道府県、あるいは都道府県から市町村への移譲）

知事資格とされている栄養士、調理師、製菓衛生師に係る養成所等については、国がその指定等を行っているが、都道府県における事務の効率的な執行等の観点から、かかる権限を都道府県へ移譲する方向で検討する。

障害児・障害者に係る事務について、市町村での一元的実施を進める観点から、現在、都道府県で行われる障害児の施設入所決定事務を市町村に権限移譲することを検討する。但し、平成15年から施行される支援費制度の実施状況を勘案した上で最終的な判断を行うこととする。

児童福祉サービスの提供体制などについて、現在都道府県や政令指定都市に置かれている児童相談所や児童福祉司の在り方を含め、子どもを取り巻く様々な環境の変化に対応し、社会保障審議会の議論を踏まえつつ今後検討する。

(3) 地方公共団体における事務の見直し

身体障害者の補装具に関する事務の見直し：

身体障害者更生相談所の判定を要する補装具の種目の縮減、及び市町村の判断のみで給付できる補装具の種目の追加に関しては、すでに平成7年7月（第一次）、平成13年6月（第二次）に改正を行ったところであるが、当面その効果や現場等の反応を見極め、現場からの要望等の集積を踏まえ一層の見直しについて検討する。

別紙 2 教育・文化の分野における当面の対応策等

(1) 国等の関与の見直し

補助金等により整備された学校施設等の活用促進

国庫負担（補助）金を受けて整備された学校等の建物について、地方がその建物を国庫負担（補助）の目的以外の用途に使用等しようとする場合、大臣の承認を得るか、納付金を納めるか、一定の期間（財産処分制限期間）を経過していることが要件とされている。

こうした施設を実情に応じて地域に開放し、行政の総合化を促進していくことの重要性に鑑み、地方のより自主的・弾力的な施設運用が可能となるよう、こうした施設に関する財産処分制限期間を短縮することについて検討を行う。

教科書採択地区の小規模化

現在、原則として複数の市または郡で構成される教科書の採択地区が全国で 542 あるが、地方分権の趣旨を踏まえ、住民にとってより身近な存在である構成市町村の教育委員会の意向が採択教科書の決定により的確に反映されるよう、採択地区の一層の小規模化を図るための検討を進めることとする。

公立博物館や公民館の設置及び運営に関する基準の大綱化・弾力化

現行の公立博物館や公民館の設置及び運営に関する国の規定は、基準を定量的に示したものとなっているところであるが、国の関与をより緩やかにし地域の自由度を一層高めていく観点から、これらの設置及び運営に関する基準を大綱化・弾力化していく方向で検討を行う。

(2) 権限の移譲（都道府県から政令指定都市、中核市へ移譲）

都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し

現在、市町村立小中学校等の教職員については、その給与は都道府県が負担

(実際には、その 2 分の 1 を国庫負担) することとなっている一方で、教職員の任命権は、既に政令指定都市に移譲が行われている。その結果、政令指定都市においては、教職員の任命権は有するものの、給与負担者ではないという状況が生じているため、任命権者であるにも拘らず給与関係の国との事務処理は常に都道府県を介して行わなければならない。

都道府県から市町村への権限移譲を進め、事務処理の合理化、効率化を図る観点から、任命権者と給与負担者を一致させることとし、政令指定都市については教職員給与を県負担から自己負担とすることについて検討を行う。

政令指定都市立の高等学校の設置認可の見直し

政令指定都市の行財政能力を踏まえ、政令指定都市が高等学校を設置・廃止する際に実施される都道府県教育委員会の認可事務を廃止し、届出のみでよいとする制度に改めることについて検討する。

中核市立の幼稚園の設置認可の見直し

中核市が幼稚園を設置・廃止する際に実施される都道府県教育委員会の認可事務を廃止し、届出のみでよいとする制度に改めることについて検討する。

(3) 地方公共団体における事務の見直し

埋蔵文化財の発掘調査の費用負担に関する法令等整備

平成 10 年の地方分権推進計画において、埋蔵文化財の発掘調査の費用負担については、地方公共団体が原因者負担を求める際に支障を来さないよう、関係法令の改正を含め、必要な仕組みについて、引き続き検討することとされている。法令により埋蔵文化財の発掘調査を事業者(土地所有者)に義務化することは、土地に内在する制約を越える規制を国民に課すこととなり、財産権(憲法第 29 条)との関係から極めて難しい等の問題があるところであるが、地方からの強い要望を踏まえ、開発事業者との調整が円滑にできる仕組みを検討することとする。

別紙3 地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼に関する監視活動結果

平成12年4月に施行された地方分権推進一括法により、地方公共団体の事務処理に関する国の関与については、法定主義の原則、必要最小限の原則等が明確化されている。また、地方分権推進委員会最終報告（平成13年6月）においても、「地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼については、機関委任事務制度が廃止されたにもかかわらず、従前どおり国が地方公共団体をその手足として活用しているということも考えられるので、地方分権推進一括法の施行により国と地方公共団体が対等・協力の関係となったことに照らして妥当なものなのかどうか、引き続き調査・検討が行われるべきである」との指摘がなされている。

本年8月に、地方公共団体から当会議に提出された調査結果によると、地方公共団体に事務処理を義務付ける場合、地方自治法第2条第2項及び第245条の2等の規定から法律又はこれに基づく政令によるべきと解されているにもかかわらず、文書等により、国から地方公共団体に補助的な事務処理を行うように依頼している事例があることが判明した。

このため、地方公共団体から報告された事例について当会議事務局において精査した結果、法令に根拠のない事務処理の義務付けではないかと思われる事項(36件)について、関係各省庁に対し事実関係や今後の対応方針を聴取した。その概要は次のとおりである。

今後見直しが行われる事項及び既に見直しが行われた事項(22件) [別表1参照]

法令の規定に基づく事務処理の義務付けであると解される事項(3件) [別表2参照]

地方公共団体に対する任意の協力依頼であると考えられる事項(11件) [別表3参照]

関係省庁の今後の対応については、引き続きフォローアップを続けていく必要があると考えている。

なお、精査の過程で、資料の提出の要求と整理された事項については、関係各省庁に参考送付するとともに、資料の提出の要求を行うに当たっては、必要最小限の原則の趣旨を踏まえ、地方公共団体に過度の負担をかけることのないよう配慮を求めた。

「法令に根拠のない事務の義務付け」であるとの指摘

別表 1

(1) 今後見直しが行われる事項及び既に見直しが行われた事項（22件）

事務・通知名 (関係省庁)	事務の概要	関係省庁の対応
平成13年度大学入学資格検定の施行について（文部科学省）	受検案内の配布、照会への対応、受検願書の取りまとめ・報告、試験会場の準備、試験監督、関係資料の国への送付等試験実施に関する事務を行う。	試験実施にあたっては、従来から、何らかの事情により高等学校等に入学しなかった又は入学したが修了することができなかった者が、大学や専門学校等の高等教育での学習を希望する場合の、唯一の救済制度であるという大学入学資格検定の趣旨に理解を得ながら、すべての都道府県の協力を受けている。 今後、全国的な高等学校等中退者の現状や各都道府県における受検者数の推移を勘案しつつ、現在協力を受けている事務内容について早急に精査し、国と都道府県の役割分担について成案を得た上で、それに従って事務の見直しを行うこととしたい。
平成12年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の実施について（文部科学省）	試験会場の準備、啓発、願書の配布及び受理、試験監督等試験実施に関する事務を行う。	中卒認定試験は、就学義務を猶予・免除された者や、やむを得ない事情により義務教育未修了である者に対し、高等学校進学への道を開くことを目的とした制度であり、その趣旨に理解を得ながら、従来より都道府県の協力を受けている。 今後、現在協力を受けている事務内容について早急に精査し、国と都道府県の役割分担について成案を得た上で、それに従って事務の見直しを行うこととしたい。
管理栄養士国家試験の実施（厚生労働省）	試験会場の手配及び準備、試験当日の試験監督等試験実施に関する事務を行う。	管理栄養士国家試験業務のうち、試験会場の確保等試験実施に関する業務については、都道府県の協力を依頼しているところである。なお、当該業務は平成14年7月より地方厚生局で実施することとしている。
臨床研修を行う病院の指定に係る申請手続について（厚生労働省）	病院の開設者から提出された申請書の国への経由事務を行う。	法令上の位置付けのない都道府県の経由事務について、通知により義務付けを行っていた部分を削除することで当該事務を廃止し、国が直接申請者からの申請を受け付ける方向で検討を行う。
歯科医師臨床研修を行う施設の指定に係る申請手続について（厚生労働省）	施設の開設者から提出された申請書の国への経由事務を行う。	法令上の位置付けのない都道府県の経由事務について、通知により義務付けを行っていた部分を削除することで当該事務を廃止し、国が直接申請者からの申請を受け付ける方向で検討を行う。

事務・通知名 (関係省庁)	事務の概要	関係省庁の対応
麻酔科の標榜の許可及び許可書の再交付、書換交付について(厚生労働省)	申請書の国への経由事務を行う。	厚生労働省にて直接受付を行うこととしており、その旨の通知改正を近日中に行う予定である。
2001年社会保障・人口問題基本調査(厚生労働省)	調査員の推薦、調査票等の配布及び返送、調査経費振込先口座の報告を行う。委託契約は締結しておらず経費の交付もない。	本調査については、都道府県知事、指定都市・中核市の各市長への調査実施依頼状を以って、その協力を得て実施している。これまでも、調査員手当の国からの直接振込の実施等により、地方自治体の負担の軽減に努めてきたところである。今後、本調査に係る委託契約の締結及び経費の交付を図る方向で検討したい。
平成13年度用戦傷病者乗車券引換証の送付について(厚生労働省)	戦傷病者特別援護法第23条による戦傷病者乗車券引換証の作成及び交付を行う。	戦傷病者の無賃乗車券を取り扱うため、戦傷病者乗車券引換証を戦傷病者に交付しているが、引換証の交付の事務は、戦傷病者手帳の交付事務を行い、戦傷病者手帳交付台帳を備えている都道府県において行うのが効率的であると考えられるため、当該事務について都道府県の協力を得ているところであり、経費も交付している。しかしながら、法令に根拠のない事務の義務付けであるという指摘を踏まえ、委託契約を締結する方向で検討したい。
国庫に帰属した麻薬、あへん、けしがら及び大麻の処分について(厚生労働省)	地方検察庁等から引き継いで国庫に帰属した麻薬等が県薬務主管課に引き継がれ、国の指示により廃棄処分を行う。	現在、ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬、けしがら及び大麻については、国の指示に基づき現地(都道府県)において廃棄処分が行われているが、これらは処理における危険分散、保健衛生上の危害防止の観点から現地において行われているものである。これら国庫帰属麻薬等の処分については、指摘を踏まえ、国の責任において措置する方向で検討する。
薬事法施行規則等に基づき厚生大臣の指定する試験検査機関の指定について(厚生労働省)	試験検査機関の指定に係る申請書の経由事務、指定の可否について意見を付す事務、事業報告書の経由事務、事業報告書について意見を付す事務等を行う。	都道府県を経由することなく直接国が実施する方向で検討する。

事務・通知名 (関係省庁)	事務の概要	関係省庁の対応
精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領(厚生労働省)	精神保健指定医の証に係る更新、有効期限延長の申請、記載事項の変更等の経由事務を行う。	都道府県知事及び指定都市市長が行う措置入院、医療保護入院及び移送については、精神保健指定医による診察が必須とされており、また、都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)立病院や指定病院には、精神保健指定医を必置とすることとしている。そのため、都道府県は、精神保健指定医の指定だけでなく、5年ごとの研修受講の有無、勤務先の変更等を把握していることが必要であり、都道府県においても精神保健指定医の証の更新等の業務に携わる必要がある。そこで、指摘の趣旨を踏まえ、精神保健指定医に関する更新等の交付経由事務の在り方について、法令の規定の整備を行う方向で検討したい。
医師等の行政処分について(厚生労働省)	国の医道審議会において、戒告(医師法及び歯科医師法に規定なし)と決められた医師・歯科医師に対し、文書による申し渡しをし、その概要を国へ報告する。	平成13年度から処分を受ける者に直接通知することとしたので、その旨を都道府県知事に対して周知する。
環境衛生金融公庫の設立について(厚生労働省)	生活衛生同業組合に加入していない融資申込者に対して知事の推薦状を交付する。	知事の推薦は、国民生活金融公庫が生活衛生営業の近代化や衛生水準の向上という政策目的に沿った融資を実施する上で必要であることから求めているものである。また、指摘を受けている通知は、国民生活金融公庫の融資事業について協力を求めているものであり、これにより都道府県が直ちに推薦を義務付けられるものではない。しかし、平成11年の国民生活金融公庫法の改正時に国会の附帯決議により国民生活金融公庫の設立後3年で貸付業務等について検討を行うこととされており、指摘の推薦の在り方についても見直しを行っていきたい。
農林漁業金融公庫が融資する農地等取得資金の貸付適格認定事務(農林水産省)	農業者が当該資金の融資を受ける際における借受資格の有無についての認定事務を、市町村農業委員会を經由して行う。	本資金の借入手続は、昭和38年の創設(自作農維持資金通措置法資金から農林漁業金融公庫に移管)以来、農業委員会を經由して都道府県知事の適格認定を受ける仕組みで行われているところであるが、指摘を踏まえて都道府県による適格認定事務を廃止する。

事務・通知名 (関係省庁)	事務の概要	関係省庁の対応
国有財産の管理及び貸付地の徴収事務について(農林水産省)	農業経営基盤強化措置特別会計における予算決算及び会計令第116条の規定に基づく交替検査を、会計法第48条第1項による委任を受けた都道府県職員が行っている。また、平成13年度から定時検査についても交替検査と同様に行うよう地方農政局から依頼があった。	会計法第48条第1項及び予算決算及び会計令第140条第2項の規定により、国は、委任する事務の範囲を明らかにし、都道府県知事の同意を得た上で、歳入等に関する事務を都道府県に委任することができることとされているが、農業経営基盤強化措置特別会計に係る帳簿金庫の検査(予算決算及び会計令第116条第1項)については、都道府県知事の同意が得られた事務に含まれるか否かが必ずしも明確でないことから、今後は国が検査を行うこととする。
2000年世界農林業センサス林業地域調査への協力依頼について(農林水産省)	農林業センサス規則第11条第3項の規定により、データを取りまとめて統計情報事務所へ報告することとされているが、県が管轄していない国有林に関するデータについても報告を求められる。	従来から、都道府県が管轄していない国有林のデータについては、報告を求めている。なお、調査票には、国有林に関する調査事項が含まれており、次回調査に当たっては、都道府県が記入する調査事項が明確になるような措置を講ずることを検討する。
水産動植物の捕獲に係る漁業関係法令違反等の状況について(農林水産省)	漁業関係法令違反及び漁業権侵害について国から調査票が送付され、都道府県として調査依頼する根拠がない海上保安部に配布し取りまとめの上、国へ報告する。	水産動植物の採捕に係る漁業関係法令違反等(密漁)の状況調査については、地方自治法第245条の4の規定により、都道府県に対して、当該都道府県の水産部局が通常業務の中で把握しているであろう漁業関係法令の違反状況の調査に係る資料の提出要求をしているものである。海上保安庁の関係では、都道府県の海上保安庁への照会の有無に関する調査項目を設けることとし、都道府県の海上保安庁に対する調査票の配布・取りまとめの依頼は行わないこととする。
平成12年度業務状況報告書等の提出について(経済産業省)	砂利の採取計画等に関する規則第9条が改正され、都道府県が集計する必要がなくなり、また国からも国が直接行う旨の説明を受けたが、平成12年度分について集計依頼があり、砂利採取業者から提出される報告書の集計を行い、国へ提出する。	本事務は国が行う事務であり、都道府県が行う必要はない旨規則改正時に周知済であったが、指摘の件については一部で手違いがあったため、今一度、各経済産業局に対し、周知徹底を行いたい。

事務・通知名 (関係省庁)	事務の概要	関係省庁の対応
採石法施行規則第11条の規定に基づく報告について (経済産業省)	採石業者からの報告書について、都道府県を経由して報告書様式の配布・回収・督促・集計を行い、国へ報告する。	平成12年度分については、自治事務への円滑な移行のため回収・督促等の作業を都道府県に協力依頼したが、平成13年度分からは、都道府県を経由せず各経済産業局において配布・回収・督促・集計を行う。
灯油及びプロパンガス消費実態調査における調査依頼 (経済産業省)	当該調査におけるモニター募集の広報、受付、選考を行い、国へ推薦する。	平成12年度調査においては本調査の委託先である石油情報センターにモニター選定のノウハウが乏しいことから、従来委託先である都道府県にモニター選定について協力を依頼したものであり、指摘されるような義務を課したのではない。 平成14年度調査の実施に当たっては、現在既に各都道府県への協力依頼を前提に作業を進めていることから、前回と同じく国から各都道府県に対しあくまでも任意の協力依頼を行う予定であるが、平成16年度調査については、各都道府県に協力依頼しない形で調査を実施すべく、制度設計を検討していく予定である。
土地保有移動調査への協力依頼について(国土交通省)	国からの依頼により、調査対象者からの調査内容等に関する照会への対応を行う。	平成12年度調査までは、調査対象者からの問い合わせ等の分散を図るため、都道府県に依頼していたが、平成13年12月に実施予定の本年度調査から同依頼は廃止し、国において一括対応する。
都市計画事業の認可(国土交通省)	都市計画事業認可(県事業)において、都市計画法第59条第2項により国が作成すべきと思われる事業認可書や官報掲載文を県が作成する。	指摘の事務は、事業認可権者である国が行う事務であり、都道府県が行う必要はなく、その旨事業認可の担当者(各地方整備局)に対し、周知を図っている。今後とも引き続き周知を図っていきたい。

(2) 法令の規定に基づく事務処理の義務付けであると解される事項(3件)

事務・通知名 (関係省庁)	事務の概要	事務の法的根拠
医師等への免許証の交付 (厚生労働省)	国から送付された医師等の免許証を本人に交付する。	国が行う免許等の手続は、実態として申請と交付が一体的なものとして処理されている。このような実態に鑑み、免許証の申請において経由の規定が存在すれば交付に係る経由については明文の規定は不要であるとの法制上の整理がなされたものである。 また、実務上の観点からも、免許証の交付等の経由事務を行い、地域の医療従事者の把握を行うことは当該地域の医療行政に資することとなるものであり、このような観点から免許証の交付事務については、引き続き都道府県で行われることが適当であると考える。
保険医療機関等に係る事務処理について(厚生労働省)	診療報酬上の施設基準に係る届出を行った保険医療機関等に対する適時検査を地方社会保険事務局と合同で実施する。	診療報酬上の施設基準に係る届出を行った保険医療機関等に対する適時調査は、健康保険法第43条ノ7及び老人保健法第27条に基づく事務であり、法令の根拠なく行われている事務ではない。 適時調査については、「基本診療料の施設基準等」(平成12年3月厚生省告示第67号)、「特掲診療料の施設基準」(平成12年3月厚生省告示第68号)、「老人特掲診療料の施設基準等」(平成12年3月厚生省告示第79号)に基づく通知において定められているが、届出を受理した機関(社会保険事務局と都道府県)において実施することとされており、社会保険事務局と都道府県が合同で実施する旨の指導は行っていない。
一級建築士の登録並びに建築士及び建築士事務所に関する報告等の事務取扱要領について(国土交通省)	一級建築士の免許登録等に係る申請書の経由(受理、申請書の取りまとめ及び国への進達)に当たって審査事務を行う。	一級建築士の免許登録等に係る申請書の都道府県知事の経由事務(建築士法第10条の2第1項)は、同法第34条の4において法定受託事務として整理されているところであり、当該経由事務には、その事務の一環として、申請書記載事項の不確実、記載漏れ等を防ぎ申請者の手続きを簡素化することを目的とした、戸籍照合・合格者名簿照合等の形式的書類審査が含まれるものである。

(3) 地方公共団体に対する任意の協力依頼であると考えられる事項(11件)

事務・通知名 (関係省庁)	事務の概要	関係省庁の回答
対EU輸出水産食品の取扱いについて(厚生労働省)	<p>「対EU輸出水産食品の取扱い要領」により、輸出業者からの申請受付及び書類審査、加工者に対する助言及び指導、施設の現地調査及び監視、地方厚生局への協議(要了解)及び報告等を実施する。</p> <p>その他同様の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対ブラジル輸出水産食品製造・加工施設について ・対EU輸出ケツグの取扱いについて ・対香港輸出肉の取扱いについて ・対韓国輸出肉の取扱いについて ・対韓国輸出食鳥肉の取扱いについて ・対米輸出水産食品の取扱いについて 	<p>指摘のあった通知は、各地方公共団体が所管する施設が通知にある諸外国に輸出する際に必要な手続を規定したものである。</p> <p>当該業務は、諸外国に食品を輸出する際に輸出相手国の求めに応じて、輸出の条件として施設の認定、衛生証明書の発給等を行うものであり、国が地方公共団体に対して当該業務の実施の義務付けを行うものではない。</p>
対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱の一部改正について(厚生労働省)	<p>米国に輸出する食肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場について、申請書類の国への経由、加工者に対する助言及び指導、地方厚生局への報告等の事務を行う。</p>	<p>「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」は、各地方公共団体が所管する施設がその食肉等を米国に輸出する際に必要な手続を規定したものである。</p> <p>当該業務は、米国に食肉等を輸出する際に輸出相手国の求めに応じて、輸出の条件として施設の認定、衛生証明書の発給等を行うものであり、国が地方公共団体に対して経由事務等の実施の義務付けを行うものではない。</p>

事務・通知名 (関係省庁)	事務の概要	関係省庁の回答
予防接種副反応モニタリング事業の実施等について (厚生労働省)	実施機関の選定、実施要領等の配布、調査表の取りまとめ及び国への提出を行う。また、集計結果を関係機関等へ配布する。	本事業は、有効かつ安全な予防接種の実施に資することを目的として、都道府県、市町村、医師会、予防接種実施医療機関等の任意の協力を得て行うものである。実施に当たっては、各都道府県に協力を求める通知を発出し、調査対象となる予防接種後健康状況調査実施機関(市町村)の選定(推薦)を依頼し、各都道府県から実施機関(市町村)の選定(推薦)の回報を受けることにより各都道府県の同意を得ている。また、調査対象となる各実施機関(市町村)に対しても、国から協力依頼文書を発出しており、各実施機関の同意を確認している。したがって、都道府県、市町村に義務付けを行うものではない。 なお、都道府県、実施機関(市町村)に対しては国より実施に要する経費を交付している。
衛生検査所の営業所の指導について(厚生労働省)	衛生検査所の営業所に係る開設届の指導を行う。	衛生検査所の開設の登録は、検査を実施する場所の登録であり、営業所は、検査を実施しないので登録をする必要はない。 しかし、当時の衛生検査所実態調査によると営業所においても検査業務を行っているとの回答もあったことから、都道府県に対し、指導したところである。 しかしながら、これらの指導は平成12年度より自治事務として整理されたことから、この通知は都道府県等に対する技術的助言であり都道府県等を拘束するものではない。
シアン化合物含有豆類の取り扱いについて(厚生労働省)	シアン化合物を含有する豆類を用いて生あんを製造する業者に対する承認を行う(承認を受けた製あん業者以外のシアン化合物を含有する豆類の販売を禁止している)。	シアン化合物含有豆類の取り扱いについて(昭和37年5月26日付環発第175号)、シアン化合物含有豆類の取り扱いについて(昭和37年5月6日付環発第175号の2)及びシアン化合物含有豆類の取り扱いについて(昭和38年10月7日付環発第435号)の内容を法制化することは、他の有害物質が含有している食品との整合性等から困難であり、この通知は平成12年4月1日より、生活衛生局長通知「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行について」(平成12年3月30日付生衛発第569号)の第3の3に基づき、技術的な助言として取り扱うこととされた。 現在、シアン含有豆類の流通に関して安全性確保の観点から、輸入シアン含有豆類の流通先等について都道府県等の監視指導等に資するため、検疫所より情報提供を行うこととし、その他の国内流通等については地方公共団体の判断に委ねることとしている。

事務・通知名 (関係省庁)	事務の概要	関係省庁の回答
平成13年度食料品消費モニターの推薦の依頼について (農林水産省)	地方農政局の依頼により、所定の要件を満たす食料品消費モニターを選定して推薦を行う。	食料品消費モニターについては、地方農政局等が選定することになっており、各地域の実態に応じて地方公共団体に推薦を依頼しているケース(6地方農政局等)、地方農政局等が直接公募して選定しているケース(3地方農政局等)があるが、地方公共団体の推薦については協力が得られる場合に限り依頼することとしており、地方公共団体の推薦を義務付けているものではない。
漁業法令違反に係る行政処分等 (農林水産省)	指定漁業許可漁船が国からの行政処分を受けた際、国からの依頼により船舶停泊の履行確認とその報告を行う。	停泊命令は漁業関係法令違反に対して国が行う行政処分であるが、処分に当たっては、関係都道府県にその履行確認を実施する意向の有無を照会し、意向がある旨の回答があった場合に限り、停泊命令の履行確認を依頼している。なお、都道府県にその意向がない場合には国が履行確認を行っている。 水産行政においては、国の行う事務と都道府県が行う事務があるが、国と都道府県とが密接に協力してそれぞれの事務を行っている。指摘の事務もこのような関係の中で、都道府県側の協力が得られる場合に依頼を行っているものであり、事務の義務付けには当たらないと考えている。また、今後は都道府県の意向確認をより一層確実に行っていきたいと考えている。
平成13年度経済産業政策モニター推薦依頼について (経済産業省)	モニターの推薦依頼を受け、都道府県内でモニターを確保して国へ推薦する。	平成13年度まで実施していた経済産業政策モニター制度は、全面的に改めることとしている。平成14年度以降は、消費者情報関連モニター、製品安全関連モニター、消費者価格モニター等に分別してモニター制度を行っていく予定であり、このうち、消費者価格モニターについてのみ各地域ごとの価格動向を把握するにあたり、広く全国各地において定数を確保する必要があることから、引き続き都道府県の協力をお願いしたい。
LPGガス保安高度化プログラムの実施について (経済産業省)	液化石油ガス販売事業者から国への燃焼器具等交換及び点検調査等の結果報告において都道府県が経由事務を行う。	当該依頼は、都道府県に対する義務付けではなく、任意の協力依頼である。 なお、当該調査結果については、国において都道府県別に公表することにより、各都道府県における今後の取組の参考に資するものとする予定である。 なお、今後同種の協力をお願いする場合には、任意の協力依頼である旨を明示するようになりたい。

事務・通知名 (関係省庁)	事務の概要	関係省庁の回答
こどもエコクラブ事業の実施について(環境省)	参加希望者からの登録用紙を受付し、集計の上県へ報告する。また、事務局から送付された会員手帳、メンバーズバッチ等を会員へ配布する。	こどもエコクラブ事業は、子どもたちが地域の中で、仲間と一緒に主体的に地域環境や地球環境に関する学習及び具体的な活動ができるよう支援することを目的に平成7年度より実施している制度である。市区町村の事務処理は義務付けではなく、都道府県経由で事業推進への任意の協力依頼をした上で実施をお願いしているものであり、今後もその旨を徹底していきたい。
グリーンライティング・キャンペーンの実施について(環境省)	国が実施する当該事業に関して、市町村に対する通知・協力依頼を行うよう依頼されている。	当該依頼は、グリーンライティング・キャンペーンについて、事業の趣旨を広く理解してもらうため、関係部署や市町村への周知、資料配付等の任意の協力をお願いしているものであり、今後もその旨を徹底していきたい。

地方分権改革推進会議委員名簿

議長	西室 泰三	株式会社東芝取締役会長
議長代理 (小委員長)	水口 弘一	株式会社野村総合研究所顧問
委員	赤崎 義則	鹿児島市長
	岩崎美紀子	筑波大学社会科学系教授
	岡崎 洋	神奈川県知事
	神野 直彦	東京大学大学院経済学研究科教授
	竹内佐和子	東京大学大学院工学系研究科助教授
	寺島 実郎	株式会社三井物産戦略研究所所長
	森田 朗	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	吉田 和男	京都大学大学院経済学研究科教授
	吉永みち子	ノンフィクション作家

50音順

平成 13 年 12 月 12 日
地方分権改革推進会議事務局

会議の開催実績

月 日	時 間	本 会 議
7 月 9 日(月)	11:45～12:05	本会議〔議長互選、内閣総理大臣・総務大臣・議長あいさつ、諮問文手交、運営規則決定〕
7 月 30 日(月)	10:30～12:30	本会議〔今後の審議の進め方の決定、フリートーキング〕
8 月 31 日(金)	10:30～12:30	本会議〔諸井虔元地方分権推進委員会委員長からのヒアリング〕
9 月 14 日(金)	10:30～12:30	本会議〔総務省(自治行政局)ヒアリング〕
9 月 20 日(木)	10:00～12:40	本会議〔総務省(自治財政局・自治税務局)・財務省(主計局・主税局)ヒアリング〕
9 月 28 日(金)	10:30～12:40	小委員会〔厚生労働省ヒアリング(社会保障)〕
10 月 3 日(水)	10:30～12:40	小委員会〔文部科学省ヒアリング(教育・文化)〕
10 月 9 日(火)	10:00～12:45	本会議〔地方3団体ヒアリング〕
10 月 12 日(金)	14:00～17:00	小委員会〔国土交通省ヒアリング(公共事業)〕
10 月 15 日(月)	10:00～12:30	小委員会〔農水省・環境省ヒアリング(公共事業)〕
10 月 17 日(水)	15:00～17:30	小委員会〔農水省・経産省ヒアリング(産業振興)〕
11 月 6 日(火)	10:00～12:40	小委員会〔警察庁・消防庁ヒアリング(治安等)〕
11 月 12 日(月)	14:00～16:00	本会議・小委員会 合同会議〔フリートーキング〕
11 月 29 日(木)	10:30～12:20	本会議・小委員会 合同会議〔中間論点整理の骨子の審議〕
12 月 6 日(木)	10:30～12:45	本会議・小委員会 合同会議〔中間論点整理(案)の審議〕
12 月 12 日(水)	11:00～12:30	本会議〔中間論点整理(案)の審議〕